

京 都 市 会 時 報

特 集 号

平成28年度回顧

京都市会事務局調査課

平成 28 年度を顧みて

平成 28 年 6 月にイギリスの欧州連合 (EU) 離脱か残留かを問う国民投票が実施され、イギリス国民は離脱を選択した。8 月に南米大陸で初となる平和とスポーツの祭典、オリンピック・パラリンピックがリオデジャネイロで開催され、日本は過去最多の 41 個のメダルを獲得した。11 月にアメリカで行われた大統領選挙では共和党候補ドナルド・トランプ氏が勝利し、平成 29 年 1 月に第 45 代アメリカ合衆国大統領に就任した。平成 29 年 3 月には、韓国の朴槿恵大統領が、大統領弾劾が成立して罷免された。一方、平成 28 年 7 月にフランス・ニースで群衆にトラックが突っ込み 85 人が死亡、平成 29 年 1 月にはトルコ・イスタンブールで銃乱射テロが発生し、35 人が死亡するなど、世界各地でテロが相次いだ。経済面では、平成 28 年前半に米国経済の足踏みや中国経済の失速懸念及びイギリスの EU 離脱ショックによる金融市場の混乱等を背景に減速したものの、後半は米国経済の持ち直し、各種政策に中国経済の下支え、イギリスの EU 離脱ショックへの主要国中央銀行による迅速な対応等によって持ち直しが進み、通年では平成 27 年を若干下回る成長率となった。

国内では、平成 28 年 6 月に選挙権年齢を 18 歳以上に引き下げた改正公職選挙法が施行され、71 年ぶりに参政権が拡大し、18、19 歳の約 240 万人が新たに有権者となった。学術面では、10 月にノーベル生理学・医学賞を大隅良典氏が受賞した。文化面では、11 月に京都祇園祭をはじめとする、18 府県 33 の祭からなる「山・鉦・屋台行事」がユネスコ無形文化遺産に登録された。一方、4 月には熊本地震が発生し、多数の死傷者が発生するとともに、国の特別史跡に指定されている熊本城跡などで甚大な被害が生じた。原子力発電関係では、平成 28 年 1 月に高浜原子力発電所 3 号機が新基準規制に基づき再稼働したが、平成 28 年 3 月の運転を差止める仮処分決定に基づき、運転は停止され、その後、平成 29 年 3 月には仮処分決定を取消す判決が下された。また、12 月には原子力関係閣僚会議にて、高速増殖原型炉もんじゅの廃炉を正式決定した。国民生活の面では、平成 28 年 1 月に個人番号 (マイナンバー)、氏名、住所、生年月日、性別などが記載され、公的な身分証明書となる個人番号カード (マイナンバーカード) の交付が開始された。

京都市政を見ると、平成 28 年 2 月に市長選挙が行われ、門川大作京都市長が当選し、3 期目がスタートした。文化芸術面では、平成 28 年 1 月に 50 年以上にわたり、京都の文化芸術の拠点として親しまれてきた京都会館の建物価値を継承しつつ、最新の舞台機能を取り入れたロームシアター京都が開館した。市民生活の面では、4 月に梅小路公園内に日本最大級となる、京都鉄道博物館が誕生した。また、急増する「民泊」に対応するため、実態調査を行うとともに、通報・相談窓口を設置した。子育て支援では、4 月に 3 年連続で「保育所待機児童ゼロ」を達成した。交通政策の分野では、平成 29 年 3 月に自転車のルール・マナーの周知徹底を図ると同時に、被害者救済と加害者の経済的

負担軽減を目的に、京都市自転車安心安全条例を改正し、自転車保険の加入を義務化した。国際交流の分野では、京都市とチェコ共和国プラハ市の姉妹都市提携 20 周年という節目の年を迎えたことを記念し、平成 28 年 6 月に京都市代表団がプラハ市を訪問し、その返礼として、平成 29 年 3 月にプラハ市代表団が、京都市を訪問した。観光の分野では、平成 28 年の観光客数が 5,522 万人となり、3 年連続で 5,500 万人台を維持した。交通政策の分野では、12 月に人と公共交通優先の「歩くまち・京都」の目玉事業の一つである京都駅八条口駅前広場が完成した。さらに、京都創生の分野では、長年にわたるオール京都での要望活動が結実し、国が文化庁の京都移転を決定し、平成 29 年度には文化庁の一部が先行移転されることとなった。

京都市会では、平成 28 年 2 月市会において、「京都市手話言語がつなぐ心豊かな共生社会を目指す条例」を市会議員全員による共同提案のうえ、全会一致で可決した。平成 28 年 3 月には、市会の情報をより早くタイムリーに、幅広く発信し、市民に京都市会をより身近に感じてもらえるよう、京都市会公式フェイスブックページを開設した。5 月市会では、大道義知副議長の退任に伴い、副議長の選挙が行われ、第 91 代副議長に曾我修議員が就任した。10 月から 11 月にかけて、「省エネルギーや再生可能エネルギーによる持続可能な地域社会の実現」を調査テーマとする海外行政調査を実施した。また、平成 29 年 2 月市会では、削減した議員報酬を社会福祉事業の財源の一部として活用するよう、補正予算案を修正し、市会議員全員による共同提案のうえ、全会一致で可決するとともに、常任委員会の構成等を改めるため、京都市会委員会条例を改正した。なお、政務活動費については、領収書その他の添付書類の写しを市会ホームページ上で新たに掲載することとし、8 月に平成 27 年度（5 月～3 月）交付分を公開した。さらに、平成 29 年 3 月には、透明性の向上及び適正な運用の徹底を図るため、京都市政務活動費取扱要綱及び政務活動費の運用に関する基本指針の改正を行った。

一方、市会改革の取組としては、平成 28 年 3 月に議会報告会・意見聴取会の実施についての検討を行い、結論を取りまとめ、議長へ報告した。また、投票率向上に向けた取組については、平成 28 年 3 月と 9 月に龍谷大学の学生からの報告・提案の聴取や意見交換を行い、12 月には京都市立高校生と京都市会議員による意見交換会を開催するなど、若い世代の方々との交流を積極的に行い、京都市会基本条例の検証・評価の実施手法と併せて、平成 29 年 3 月に、議長へ報告した。

本書は、京都市政の平成 28 年度（注：平成 28 年 1 月～平成 29 年 3 月収録）を回顧し、この年度に起こった事柄の中からその主なものを取り上げて収録しておりますので、参考資料として活用いただければ幸いです。

目 次

平成 28 年度を顧みて	1
第 1 副議長の選挙, 委員の選任等について	5
第 2 市会改革の取組について	10
第 3 組織の一部改正等について	12
第 4 市財政について	29
第 5 京都市環境基本計画と京都市環境教育・学習基本指針の策定について	43
第 6 文化庁の京都移転について	45
第 7 北部山間地域への移住促進, 地域活性化の取組等について	47
第 8 京都市美術館再整備について	48
第 9 京都市民泊施設実態調査の実施と京都市宿泊施設拡充・誘致方針の策定について	50
第 10 京都市手話言語条例制定と条例施行後の取組について	52
第 11 子ども若者はぐくみ局の創設及び区役所・支所の組織再編について	54
第 12 貧困家庭の子ども・青少年対策に関する実施計画の策定について	56
第 13 京都駅八条口(南口)駅前広場整備事業について	58
第 14 京都市自転車走行環境整備ガイドラインの策定及び自転車保険加入の義務化について	59
第 15 交通事業における増収増客に向けた取組について	60
第 16 山間地域における上下水道事業の水道事業・公共下水道事業への統合及び水道施設維持負担金制度の創設について	63
第 17 消防署所の整備と消防体制の再編について	65
資料	
第 1 平成 28 年度 市会本会議・常任委員会等開会数一覧	68
第 2 平成 28 年度 請願等受理及び処理件数一覧	70
第 3 平成 28 年度 市会本会議における議案審議件数一覧	71
第 4 平成 28 年度 月別・分類別蔵書数一覧	72
第 5 平成 28 年度 月別・分類別図書及び資料貸出状況一覧	74

市会時報特集号は、昭和 33 年特集号以降毎年発行しており、その収録期間は 1 月から 12 月としてきたが、本号から、「年度」単位で収録することとする。

なお、本号については、平成 28 年 1 月から平成 29 年 3 月を収録期間とする。

第 1 副議長の選挙，委員の選任等について

1 副議長の選挙

平成 28 年 5 月 24 日の定例会（5 月市会）の本会議において，大道義知副議長の辞職を許可し，直ちに副議長選挙を行った。

投票の結果，第 91 代副議長に曾我修議員が就任した。

選挙結果については，次のとおりである。

投票総数	有効投票		無効投票
66 票	曾我 修議員	48 票	0 票
	北山ただお議員	18 票	

2 常任委員会及び市会運営委員会の委員の選任等

(1) 平成 28 年 2 月市会

3 月 25 日の本会議において，常任委員会及び市会運営委員会の委員の選任等（改選）を行った。

ア 常任委員会の名称，所管及び定数

次のとおりとした。

名 称	所 管	定数
経 済 総 務 委 員 会	行財政局，総合企画局，産業観光局，会計管理者，選挙管理委員会，人事委員会及び監査委員の所管に属する事項並びに他の常任委員会の所管に属しない事項	13
くらし環境委員会	環境政策局及び文化市民局の所管に属する事項	13
教 育 福 祉 委 員 会	保健福祉局及び教育委員会の所管に属する事項	14
まちづくり委員会	都市計画局及び建設局の所管に属する事項	14
交通水道消防委員会	消防局，交通局及び上下水道局の所管に属する事項	13

イ 市会運営委員会の定数

従来どおり，15 人とし，非交渉会派の 1 名をオブザーバーとして参加を認めることとした。

ウ 各委員会の委員の選任

3 月 25 日の本会議において，常任委員会及び市会運営委員会の委員として，それぞれ別記 1 のとおり選任した。

各委員会の正副委員長の互選は，同日の本会議終了後に議場で開催した合同委員会において，別記 1 の議員を議長が一括して指名推選する方法により行った。

(2) 平成 29 年 2 月市会

3 月 24 日の本会議において、常任委員会及び市会運営委員会の委員の選任等（改選）を行った。

ア 常任委員会の名称、所管及び定数

次のとおりとした。

名 称	所 管	定数
総務消防委員会	行財政局，総合企画局，会計管理者，消防局，選挙管理委員会，人事委員会及び監査委員の所管に属する事項並びに他の常任委員会の所管に属しない事項	13
文化環境委員会	環境政策局及び文化市民局の所管に属する事項	13
教育福祉委員会	保健福祉局，子ども若者はぐくみ局及び教育委員会の所管に属する事項	14
まちづくり委員会	都市計画局及び建設局の所管に属する事項	14
産業交通水道委員会	産業観光局，交通局及び上下水道局の所管に属する事項	13

イ 市会運営委員会の定数

従来どおり，15 人とし，非交渉会派（2 会派）の各 1 名をオブザーバーとして参加を認めることとした。

ウ 各委員会の委員の選任

3 月 24 日の本会議において，常任委員会及び市会運営委員会の委員として，それぞれ別記 2 のとおり選任した。

各委員会の正副委員長の互選は，同日の本会議終了後に議場で開催した合同委員会において，別記 2 の議員を議長が一括して指名推選する方法により行った。

3 特別委員会の設置**(1) 平成 28 年 2 月市会**

予算（決算）特別委員会に第 1 分科会，第 2 分科会及び第 3 分科会を置き，各分科会の所管及び定数は，次のとおりとすることとした。

分科会	所 管	定数
第 1 分科会	環境政策局，行財政局，総合企画局，文化市民局，産業観光局，会計管理者，選挙管理委員会，人事委員会，監査委員及び市会事務局の所管に属する事項並びに第 2 分科会及び第 3 分科会の所管に属しない事項	22
第 2 分科会	保健福祉局，都市計画局，建設局及び教育委員会の所管に属する事項	23
第 3 分科会	消防局，交通局及び上下水道局の所管に属する事項	22

なお、委員の選任等については、定例会（平成 28 年 5 月市会）以後、それぞれの本会議で委員会の設置、委員の選任及び議案の付託を行った後、当該委員会を開会し、正副委員長の互選を行った（委員構成及び正副委員長については、別記 1 参照）。

(2) 平成 29 年 2 月市会

予算（決算）特別委員会に第 1 分科会、第 2 分科会及び第 3 分科会を置き、各分科会の所管及び定数は、次のとおりとすることとした。

分科会	所 管	定数
第 1 分科会	環境政策局，行財政局，総合企画局，文化市民局，会計管理者，消防局，選挙管理委員会，人事委員会，監査委員及び市会事務局の所管に属する事項並びに第 2 分科会及び第 3 分科会の所管に属しない事項	22
第 2 分科会	保健福祉局，子ども若者はぐくみ局，都市計画局，建設局及び教育委員会の所管に属する事項	23
第 3 分科会	産業観光局，交通局及び上下水道局の所管に属する事項	22

なお、委員の選任等については、定例会（平成 29 年 5 月市会）以後、それぞれの本会議で委員会の設置、委員の選任及び議案の付託を行った後、当該委員会を開会し、正副委員長の互選を行った（委員構成及び正副委員長については、別記 2 参照）。

(別記 1)

(平成 28 年 3 月 25 日現在)

委員会	常任委員会										特別委員会										議長		津田					
	市会改革推進委員会		経済総務	くらし環境	教育福祉	まちづくり	交通水道消防	市会運営委員会 (○印理事)			予算		決算								副議長		大道					
委員長	自寺田		共西野	公久保	自下村	民山本(ひ)	自中村	自吉井	自小		自小		正副団長 (○印団長)										自民党 ○井上(与)		山本(恵)			
副委員長	共井坂	公平山(よ)	民寺木	自寺田	民隠塚	自山本(恵)	共赤阪	公かわしま	維宇佐美	自田中(明)	共井上(け)	共北山	公青野	共加藤(あ)	公湯浅	民安井	公吉田	共樋口	自しさと	民鈴木	共西村	自椋田	民主・都みらい ○安井		久保		山岸	
定数	15		13	13	14	14	13	15		67 第1分科会 22		第2分科会 23		第3分科会 22		7		7		6		京都維新の会 ○豊田		森川		京都党 ○村山		
自民	田中(明) 寺村椋吉		小林西村(義) 山本(恵)	加藤(昌)山本(恵)	下村中(た)富	井上(与)田中(明)椋田(守)	津田中(明)村橋(た)	田中(明)椋田(守)	加藤(昌)井上(与)小田中(明)寺田(義)西村(義)みちはた吉井		井上(与)下村橋(た)田中(明)中山本(恵)		津田中(明)村橋(た)山本(恵)		市会改革推進委員会委員(12)		小田中(明), 西村(義), 井上(け), 西野, 樋口, かわしま, 豊田, 村山		林, 下村, 田中(明), 西村(義), 井上(け), 西野, 樋口, かわしま, 豊田, 村山		(任期:27.6.4~)		人権擁護委員(8)					
	赤井加藤(あ)西村(善)		西村(善)山田	赤井(善)山田	阪河(善)山田	加藤(あ)河合(善)山本(陽)	井上(け)くら(善)山本(陽)	北平(善)山中	山井(善)中山	赤井(善)加藤(あ)西村(善)	赤井(善)加藤(あ)西村(善)	阪河(善)山田	井上(け)河合(善)山本(陽)	加藤(あ)北山(善)中山	京都府後期高齢者医療 広域連合議会議員(4)		繁吉田, くらた中野		しまもと, 椋田, 西村(善), ほり, 久保, 安井, 森川, 森		(任期:27.10.1~)		関西広域連合議会議員(2)		富, 井坂			
共産	4		4	4	4	3	3	4	6	6	6	3		3		3		4		4		2		京都府後期高齢者医療 広域連合議会議員(4)		繁吉田, くらた中野		
公明	2		2	2	2	2	3	3	4	4	3	3		3		3		4		4		2		京都府後期高齢者医療 広域連合議会議員(4)		繁吉田, くらた中野		
民主・都	2		1	1	2	2	1	2	2	3	2	2		2		2		3		2		2		京都府後期高齢者医療 広域連合議会議員(4)		繁吉田, くらた中野		
京都維新	1		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		2		2		2		1		1		京都府後期高齢者医療 広域連合議会議員(4)		繁吉田, くらた中野		
京都	1		1	1	1	1	0	0	0	0	0	オブザーバー		1		1		2		2		2		京都府後期高齢者医療 広域連合議会議員(4)		繁吉田, くらた中野		
無	0		0	0	0	1	0	0	0	0	0	0		0		0		0		0		0		京都府後期高齢者医療 広域連合議会議員(4)		繁吉田, くらた中野		
無	0		0	0	0	0	1	0	0	0	0	0		0		0		0		0		0		京都府後期高齢者医療 広域連合議会議員(4)		繁吉田, くらた中野		

※予算(決算)特別委員会委員については、定例会(平成28年5月市会)以後に選任等を行った。

(別記 2)

(平成 29 年 3 月 24 日現在)

委員会	市会改革推進委員会	常任委員会					市会運営委員会 (○印理事)	特別委員会					議長	津田										
		総務消防	文化環境	教育福祉	まちづくり	産業交通水道		予算	決算	副議長	曾我	監査委員												
委員長	自 田中(明)	共 赤 坂	公 大 道	自 棕 田	民 隠 塚	自 繁	自 吉 井	自 西村(義)					正副団長 (○印団長)											
副委員長	共 井 坂	公 国 本	民 鈴 木	自 森 田(守)	民 山 岸	自 平 山(た)	共 く ら	共 西 村(善)	公 西 山	自 加 藤(昌)	維 森 川	共 北 山	公 ひ お き	共 加 藤(あ)	公 湯 浅	民 安 井	公 平 山(よ)	共 ほ り	自 下 村(ひ)	民 山 本	共 く ら	自 しまもと	共 民 産 公 明 民 進 日 本 京	○井上(与) 山本(恵) ○山中 井坂 北山 ○曾我 吉田 ○山岸 天方 ○宇佐美 ○江村
定数	15	13	13	14	14	13	15	第1分科会 22	第2分科会 23	第3分科会 22	67	7	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6
自民	田中(明) 橋村 みちはた 椋田 吉井	しまもと 中村 橋村 森田(守)	田中(明) 西村(義) 平山(た) 吉井	津田 みちはた 椋山本(恵)	井上(与) 加藤(昌) 田寺 富	小林 繁 村 中(た)	田中(た) 橋村 みちはた 椋田 ○吉井	田中(明) 西村(義) 橋村 平山(た) 森田(守) 山本(恵) 吉井	井上(与) 加藤(昌) 下村 津田 富 中村 みちはた	小林 繁 田中(た) 椋田	都市計画審議会委員(12)													
	井坂 加藤(あ) 西村(善) やまね	赤坂 加藤(あ) 樋口 山田	井河 合村 くらた 山本(陽)	井上(け) 本森 西村(善) やまね	野森 田(ゆ) やまね	北平 山	山井 中	○井坂 加藤(あ) 玉本 西村(善) 平井	赤坂 井坂 加藤(あ) 河合 樋口 山本(陽)	玉西 本野 西村(善) 田(ゆ) やまね 山本(陽)	井上(け) 北山 平井 山田 中	(任期:27.6.4~29.6.3 ※菅谷委員は28.11.1~)												
共産	井坂 加藤(あ) 西村(善) やまね	赤坂 加藤(あ) 樋口 山田	井河 合村 くらた 山本(陽)	井上(け) 本森 西村(善) やまね	野森 田(ゆ) やまね	北平 山	山井 中	○井坂 加藤(あ) 玉本 西村(善) 平井	赤坂 井坂 加藤(あ) 河合 樋口 山本(陽)	玉西 本野 西村(善) 田(ゆ) やまね 山本(陽)	井上(け) 北山 平井 山田 中	人権擁護委員(8)												
	かわしま 国本	国本 湯浅	本大 道平山(よ)	西道 吉	山山 田	かわしま 曾我	青野 久保 ひおき	国本 平山(よ) 湯浅	国本 大道 平山(よ) 湯浅	かわしま 曾我 西山 田	青野 久保 ひおき	しまでも、椋田、 田中(明)、西村(義)、 久保、安井、 森川、森												
公明	かわしま 国本	国本 湯浅	本大 道平山(よ)	西道 吉	山山 田	かわしま 曾我	青野 久保 ひおき	国本 平山(よ) 湯浅	国本 大道 平山(よ) 湯浅	かわしま 曾我 西山 田	青野 久保 ひおき	(任期:27.10.1~30.9.30)												
	鈴木 中野	山岸 天	方方 山本(ひ)	鈴木 山本(ひ)	隠塚 安井	中野	天方 ○安井	天方 山	方方 山岸 山本(ひ)	隠塚 中野 山本(ひ)	鈴木 安井	京都府後期高齢者医療 広域連合議会議員(4)												
民進	鈴木 中野	山岸 天	方方 山本(ひ)	鈴木 山本(ひ)	隠塚 安井	中野	天方 ○安井	天方 山	方方 山岸 山本(ひ)	隠塚 中野 山本(ひ)	鈴木 安井	繁、くらた 吉田、中野												
	森川		こうち 菅谷	菅谷 森川	森川 宇佐美	宇佐美	森川	宇佐美	こうち 菅谷	森川	関西広域連合議会議員(2)													
日本維新	森川		こうち 菅谷	菅谷 森川	森川 宇佐美	宇佐美	森川	宇佐美	こうち 菅谷	森川	富、井坂													
	1	0	1	1	1	1	1	1	1	1														
京都	森	大津 江村	江村 森	森		村山	江村	江村 山	大津 村山	大津 森														
	1	1	1	1	0	1	1	1	2	1														
無		0	0	0	1	0		0	0	1														
		1	0	0	0	0		0	0	1														
無		豊田								豊田														
		0	0	0	1	0		0	0	1														
無					やまず					やまず														

※予算(決算)特別委員会委員については、定例会(平成29年5月市会)以後に選任等を行った。

第 2 市会改革の取組について

京都市会では、地方自治法の規定に基づく協議・調整の場として、市会改革推進委員会（以下、「委員会」という。）を設置し、議会運営のルール作りや開かれた市会の推進に関わる様々な事項について検討を行っている。

平成 28 年 1 月から平成 29 年 3 月にかけては、前年に引き続き「議会報告会・意見聴取会の実施」及び「投票率向上に向けた取組」について検討するとともに、「京都市会基本条例の検証・評価の実施手法」について検討を行い、以下のとおり結論を取りまとめた。

1 議会報告会・意見聴取会の実施

各会派及び議員個人による議会報告は、現状を踏まえて引き続き行っていくべきとの認識の下、京都市会として実施する議会報告会については、各会派の意見が分かれ、一つの結論には至らなかったため、一旦、検討を留保することとした。（平成 28 年 3 月 22 日に議長へ報告）

2 投票率向上に向けた取組

高校生をはじめ、若い世代の方々と京都市会が直接意見交換を行う場を設けることは、政治や地方議会に対する理解を深め、ひいては市民の政治参加や投票率の向上に寄与することが期待されることから、京都市会として、このような場を積極的に設けていくべきとした。（平成 29 年 3 月 21 日に議長へ報告）

なお、協議過程においては、以下のような特徴的な取組を行った。

(1) 「第 11 回 京都から発信する政策研究交流大会」学生企画の開催

平成 27 年 12 月 6 日に、公益財団法人大学コンソーシアム京都が主催する「第 11 回 京都から発信する政策研究交流大会」の中の学生企画において、「若者の政治参加を考える」をテーマに、学生 56 名と市会改革推進委員 9 名による意見交換会を開催した。

(2) 委員会における龍谷大学の学生からの報告・提案の聴取

平成 28 年 3 月 25 日に、若者の政治参加や投票率向上に取り組む龍谷大学の学生 4 名（同大学政策学部「伏見区投票率向上プロジェクト」の学生）を委員会に招致し、活動報告及び提案を聴取するとともに、意見交換を行った。

(3) 委員会における NPO 法人 YouthCreate 代表原田謙介氏からの意見聴取

平成 28 年 5 月 24 日に、若者の投票率向上に向けて様々な取組をされている NPO 法人 YouthCreate 代表の原田謙介氏を委員会に招致し、意見聴取を実施した。

(4) 委員会における龍谷大学の学生等との意見交換

平成 28 年 9 月 21 日に、参議院議員通常選挙（平成 28 年 7 月）において、龍谷大学構内の期日前投票所の設置・運営に関わっておられた同大学の学生 8 名（同大学学生団体「Ryu-Vote」の学生）及び同大学政策学部教授の土山希美枝氏を委員会に招致し、

取組結果の報告を聴取するとともに、意見交換を行った。

(5) 京都市立高校生と京都市会議員による意見交換会の開催

平成 28 年 12 月 27 日に、「観光政策」をテーマに、市立高校生 34 名と議員 15 名（市会改革推進委員全員）による意見交換会を試行実施した。

3 京都市会基本条例の検証・評価の実施手法

委員会で確認した実施手法に基づき、平成 29 年度に市会改革推進委員会において京都市会基本条例の検証・評価を実施することとした。（平成 29 年 3 月 21 日に議長へ報告）

【参考】実施手法の内容

1 評価の種別

自己評価

2 検証・評価の実施頻度

まずは平成 29 年度に一度実施することとし、それ以降については、当該結果を踏まえ、必要に応じて実施する。

3 検証・評価の対象とする条文

全条文（ただし、条文の性質に応じて協議の進め方を変える。）

4 検証・評価作業の進め方

評価シートに基づき、各党派において評価内容の検討、取りまとめを行った後、それを基に委員会で協議を行い、評価結果を取りまとめる。

5 評価シート

評価項目ごとに評価シートを準備する。

(1) 評価シート A

取組実績に基づいた検証・評価がなじまない（又はできない）評価項目に関し、所感等を確認するための評価シート

(2) 評価シート B

取組実績に基づいて検証・評価を行うために用いる評価シート

(3) その他

評価シートは、各党派において評価を取りまとめるに当たって活用するものである。

6 評価結果の取扱い

到達が不十分な項目については、原因を分析し、対応策を検討する。この場合、評価段階においては検討課題を提示するにとどめ、対応策については、評価後にそれぞれ検討する。

また、評価の結果、条文の見直しの必要性が生じた場合は、条例改正を行うこともあり得る。

7 評価結果の公表

市会ホームページ等で評価結果を公表する。

第 3 組織の一部改正等について

1 市長部局の組織改正と人事異動（4 月 1 日付け）

(1) 組織改正

ア 京都の知恵や強みを最大限に活かした、成長戦略の推進体制の強化

回復基調にある京都経済の更なる活性化と、安定した雇用の創出を図り、市民生活の豊かさに結び付けるため、京都の知恵や強みを最大限に活かした、成長戦略を推進する体制を強化する。

- (ア) 京都経済センター（仮称）の創設に向けた体制の強化（産業観光局）
- (イ) 更なる中小企業振興に向けた体制の強化（産業観光局）
- (ウ) 安心・安全で市民生活と調和した京都らしい宿泊環境の整備に向けた体制の強化（産業観光局，保健福祉局）
- (エ) 学校統合により生み出された貴重な跡地を魅力あるまちづくりに一層有効活用する体制の整備（行財政局）
- (オ) 京都市版DMO（「観光地経営」の視点に立った観光地域づくりの舵取り役としての役割を果たす組織）の構築に向けた体制の強化（産業観光局）など

イ 市民のいのちと暮らしを守り、子育ての楽しさをみんなで共有できるまちづくりを推進する体制の構築

健康長寿の延伸に向けた取組や事前防災・減災に係る施策を通じて、市民のいのちと暮らしを守るとともに、「子育て支援コンシェルジュ」の創設をはじめとした、安心して子育てに取り組むことができる環境の整備を行い、子育ての喜びを実感できるまちづくりを推進する体制を構築する。

- (ア) 「貧困家庭の子ども・青少年対策プロジェクトチーム」の設置
- (イ) 「子どもはぐくみ局」の創設に向けた、広範多岐に渡る調整を円滑かつ着実に実施する体制の整備（保健福祉局）
- (ウ) 市民ぐるみで健康寿命の延伸に向けた取組を推進する体制の強化（保健福祉局）
- (エ) 国土強靱化地域計画の策定に向けた体制の強化（行財政局）など

ウ 「精神文化の拠点都市」としての、京都ならではの「こころの創生」を実現する体制の強化

「精神文化の拠点都市」として、京都の歴史力、文化力等の“奥深さ”を徹底的に活かしきり、京都ならではの「こころの創生」を実現するとともに、オール京都で文化庁の移転に取り組む体制を強化する。

- (ア) 文化庁の移転を強力に推進する体制の強化（総合企画局）
- (イ) 「和装（きもの）文化」無形文化遺産登録に向けた取組の推進（産業観光局）
- (ウ) 東京オリンピック・パラリンピック等を契機とする、京都文化力プロジェクト 2016-2020をはじめとした多彩な文化事業を展開する体制の強化（文化市民局）
- (エ) 歴史的景観の保全・継承を図る体制の構築（都市計画局）など

エ 市民と行政の垣根を越え、更なる融合の下で進める、参加と協働のまちづくりに向けた体制の強化

市民と本市が課題意識と夢を「自分ごと」「みんなごと」ととらえ共有し、更なる融合を実現することで、本市の強みである市民力、地域力が最大限に活かされた参加と協働のまちづくりを推進する体制を強化する。

- (7) 「まち・ひと・しごと・こころ京都創生」総合戦略の更なる進化に取り組む体制の強化（総合企画局）
- (4) 各区の特性に応じたまちづくりをより一層推進する体制の強化（区役所）
- (6) “みんなごと”のまちづくり推進事業（仮称）に取り組む体制の構築（総合企画局）
- (8) 京都市への移住・定住を支援する体制の強化（総合企画局）など

(2) 主な人事異動の内容

ア 後期実施計画の推進と人口減少社会克服に挑戦するための体制の確立

文化庁移転をはじめとした“地方創生・京都モデル”＝「京都創生」の推進や、プランに掲げるすべての施策の完遂に向けた後期実施計画のスタートを切り、「人口減少社会への対応」をはじめとする課題に着実に取り組むため、

- ・ 挑戦する力（物事の本質をとらえ、創造的に取り組む力）
- ・ やり遂げる力（達成に向けた強い責任感と実行力）
- ・ 伝える力（職員一人ひとりが市政の発信塔となり、市民との共汗による推進力を引き出す。）

などに着目して、これまで以上に強靱な執行体制の構築を図る。

イ 「女性職員」の能力活用・登用の拡大

本市では、年々高度化・多様化する市民ニーズに的確に応えるとともに、将来にわたって活力あふれる組織であり続けるために、女性職員の登用を積極的に進め、活躍の場を広げている。

平成28年度については、要職である産業戦略監（局長級）、子育て支援政策監（局長級）、北区長（局長級）等に女性職員を抜擢するとともに、課長級昇任者の約3人に1人は女性が占めるなど、引き続き登用を推進した。

管理職（課長級以上）に占める女性の比率は、17.9%（平成27年度：16.5%）、役付職員（係長級以上）全体では22.3%（同：21.4%）と、3年続けて、過去最高を更新した。

また、女性活躍の更なる推進に向け、将来の幹部職員となる女性管理職（課長級職員）の府市相互派遣を初めて実施する。

ウ 徹底的な現場の重視

区役所のみならず、本庁で市民・事業者と直接触れ合う機会の多い職場に、若手の新進気鋭の職員を多く配置する。

また、区役所においては、引き続き「庁内公募制度」を活用した意欲の高い職員の配置を行う。

エ 職域拡大の推進

技術職、専門職及び技能労務職が持つ高度な技術力や専門知識を市民サービスの第一線で活かすため、これらの職員を積極的に区役所等へ配置した。

特に、今年度については、土木技術職を深草担当区長（局長級）、右京区地域力推進室長（部長級）に登用する。

オ 他団体との人事交流等の促進

重要施策の実現に向けた外部の関係団体との連携強化をはじめ、ネットワークの構築、ノウハウの習得等、職員の人材育成や組織の活性化を図るため、今年度から新たに西日本旅客鉄道株式会社、（公財）京都和装産業振興財団への職員派遣や、近畿経済産業局との相互派遣を実施するなど、他団体との人事交流等を促進する。

(3) 局外監

次に掲げる局外監を廃止する。

改正前		改正後
技術監理監	→	<u>(廃止)</u>
人材育成政策監	→	<u>(廃止)</u>

(4) 局区別の内容

ア 環境政策局関係（南部クリーンセンター第二工場の建替え等を強力に推進する体制の構築）

楽しみながら世界最先端の環境技術やごみ減量などについて、学ぶことのできる環境学習施設を併設する、南部クリーンセンター第二工場の建替え工事を着実に推進するため、適正処理施設部施設建設課に担当係長を増員し、体制を強化する。

イ 行財政局関係

(7) 学校統合により生み出された貴重な跡地を魅力あるまちづくりに一層有効活用する体制の整備

市民の貴重な財産である学校跡地の活用事業を、魅力あるまちづくりや地域コミュニティの活性化につなげていくとともに、同事業の更なるスピードアップを図るため、資産活用推進室に担当係長を増員し、体制を強化する。

(イ) 国土強靱化地域計画の策定に向けた体制の構築

事前防災及び減災その他迅速な復旧復興に資する施策を総合的かつ計画的に実施することを目的とする国土強靱化地域計画を策定し、大規模自然災害等が発生しても機能不全に陥らない、安心して安全に暮らせるまちづくりを推進していくため、防災危機管理室に担当係長を増員し、体制を強化する。

(ウ) 改正行政不服審査法に対応する体制の構築

平成28年4月から改正行政不服審査法が施行され、原処分に関与しない職員（審理員）による審理手続や、外部有識者で構成される行政不服審査会の運営等が必要となるため、コンプライアンス推進室に「行政不服審査課長」を設置する。

これに併せて、同室を新課長制に改組し、「コンプライアンス推進課長」を設置する。

なお、市税に関する審理手続については、税務部税制課で所管することとする。

(I) 職員の採用、育成、配置を一体的に実施する体制の構築

人事部が所管する職員の採用、配置に関する業務と人材育成推進室が所管する職員の育成に関する業務を一体的に実施する体制を構築し、職員力の更なる向上や、より効果的な人事配置を実現するため、人材育成推進室を人事部に統合する。これに伴い、職員力・組織力向上係長、きょうかん推進係長、育成推進係長、安全衛生係長及び健康支援係長を人事課に移管するとともに、同課に職員力・組織力向上担当課長を設置する。

ウ 総合企画局関係

(7) 「まち・ひと・しごと・こころ京都創生」総合戦略の更なる進化及び京都市への移住・定住を支援する体制の強化

平成 27 年 9 月に策定した、「まち・ひと・しごと・こころ京都創生」総合戦略を一層進化させるとともに、京都ならではの市民力と地域の多様な魅力と個性を生かした移住支援を実施するため、総合政策室に「創生戦略・市民協働推進部長」を設置するとともに、市長公室が所管する創生戦略に関する事務を総合政策室に移管する。

(i) “みんなごと”のまちづくり推進事業（仮称）に取り組む体制の構築

市民、地域、企業等と共に人口減少の克服をめざす取組である「京都創生・お宝バンク」における募集提案をまちづくり全般に拡大し、京都のまちの様々な課題を「ひとごと」ではなく市民と行政が共に「自分ごと」「みんなごと」ととらえて協働するまちづくりを推進するため、総合政策室に「市民協働推進係長」を設置する。

(v) 参加と協働で進めるまちづくりのより一体的な推進体制の構築

上記(7)、(i)の改正と併せて、市民協働政策推進室が所管する市民協働に関する事務を総合政策室に移管し、参加と協働で進めるまちづくりを一層推進する体制を構築する。

これに伴い、市民協働政策推進室を「プロジェクト推進室」に、市民協働・国際化・情報化担当局長を「プロジェクト・国際化・情報化担当局長」にそれぞれ改称する。

(E) 文化庁の移転を強力に推進する体制の構築

東京一極集中の是正や、日本文化の更なる発展などの効果が期待される文化庁の移転をオール京都で推進するため、「京都創生担当局長」を設置する。

さらに、同担当局長の強力なリーダーシップ、マネジメントの下、文化庁移転のあらゆる効果を最大限発揮できるよう、移転候補地の調整や、受入体制の整備などに着実に取り組んでいくため、専任の体制として、「文化庁移転推進室」（部相当組織）を設置し、同室に「文化庁移転推進課長」及び「文化庁移転推進係長」を設置する。

(オ) 北陸新幹線の京都駅誘致をはじめとした広域鉄道網の整備を推進する体制の構築

北陸新幹線の京都駅への誘致や、リニア中央新幹線の大阪までの全線同時開業、関西国際空港へのアクセス改善など広域鉄道網の充実を図るため、リニア誘致推進室を「リニア・北陸新幹線誘致推進室」に改称するとともに、リニア誘致推進課長を「リニア・北陸新幹線誘致推進課長」に、リニア誘致推進係長を「リニア・北陸新幹線誘致推進係長」にそれぞれ改称する。

(カ) 市長公室政策企画担当及び政策調整担当の体制整備

「はばたけ未来へ！京プラン」に係る政策の企画，調整に関する事務と，重要事務事業の進行管理や国家予算要望等に関する事務等を一体的に推進するため，次に掲げる職を設置する。

- a 政策企画調整第一～第三課長
 - b 政策企画調整第一～第四係長
- これに伴い，次に掲げる職を廃止する。
- a 政策企画課長
 - b 政策調整第一課長，第二課長
 - c 政策企画係長
 - d 調整第一～第三係長

エ 文化市民局関係

(7) 東京オリンピック・パラリンピック等を契機とする，京都文化カプロジェクト 2016-2020 をはじめとした多彩な文化事業を展開する体制の強化

2020 年東京オリンピック・パラリンピック等の開催を契機に，京都文化カプロジェクト 2016-2020，東アジア文化都市 2017，スポーツ・文化・ワールド・フォーラムなどの多彩な国際的フェスティバル等を展開し，京都の文化力，都市格を高め，世界に発信していくため，「文化事業担当局長」を設置するとともに，文化芸術都市推進室文化芸術企画課に「事業推進担当課長」，「東アジア文化都市担当課長」及び担当係長を設置する。

(イ) 世界遺産元離宮二条城を核とした文化，観光，産業の融合に取り組む体制の整備

世界遺産・二条城を核として，文化，観光，更には産業の融合を図り，国内外からの更なる誘客，京都の活性化につながる新たな魅力を創出するため，元離宮二条城事務所に「企画担当課長」及び「事業担当課長」を設置する。

(ウ) 区役所等の窓口改革に向けた体制の整備

各種証明書のコンビニ交付の早期実施や，ワンストップ窓口の創設に向けた検討など，マイナンバー制度の導入等を契機とした，窓口業務の改革を強力に推進するため，地域自治推進室に「窓口改革担当課長」を設置する。

オ 産業観光局関係**(7) 京都経済センター（仮称）の創設に向けた体制の強化**

オール京都の総力を結集した新たな経済活性化拠点である京都経済センター（仮称）の創設に向けた、関係団体との調整等を円滑に実施し、京都経済百年の計である本事業を成功に導くため、産業戦略部産業政策課に「経済センター係長」を設置する。

(イ) 更なる中小企業振興に向けた体制の強化

中小企業の振興に向けて、京都の知恵と力を結集し、新たに設置する「中小企業振興会議」（仮称）での議論等を通じて、実効性ある施策を検討し、実行していくため、商工部中小企業振興課に担当係長を増員し、体制を強化する。

(ウ) 「和装（きもの）文化」のユネスコ無形文化遺産登録に向けた取組の推進

日本文化の象徴の一つである「和装（きもの）文化」のユネスコ無形文化遺産登録に向けた取組の中心的な役割を担う（公財）京都和装産業振興財団の体制充実と本市との更なる連携強化を図るため、同財団に課長級職員を 1 名派遣する。

(エ) 京都らしい宿泊環境の整備及び京都市版 DMO の構築に向けた体制の強化

観光客の大幅な増加に対応すべく、ホテル事業の誘致や、空き家等を活用した京都らしい宿泊環境の整備を推進するとともに、法令による許可を得ていない「民泊」への対策を継続し、宿泊される方の安心・安全と市民生活の調和を図る最高の「おもてなし」を実現するため、観光 MICE 推進室に「宿泊環境整備課長」及び「宿泊環境整備係長」を設置する。

また、（公社）京都市観光協会と観光 MICE 推進室が立地的に統合されることを契機として、これまで以上に緊密な連携の下、戦略的かつ総合的に観光振興を推進する京都市版 DMO（「観光地経営」の視点に立った観光地域づくりの舵取り役としての役割を果たす組織）の構築に向けた取組を進める。

(オ) 中央卸売市場第一市場の再整備を更なるスピード感を持って推進する体制の構築

京都駅西部エリア活性化の核となる、中央卸売市場第一市場の再整備を更なるスピード感を持って推進するため、管理課、業務課及び市場整備推進課を廃止し、新課長制に改組することにより、課の枠組みを超えて、職員が連携・融合できる体制を構築する。

これに伴い、技術担当課長を「技術課長」に改称する。

また、次長を 2 名体制とし、トップマネジメント力を強化するとともに、次のとおり新たな職の新設等を行い、再整備に係る対外的な折衝等を効果的に推進する。

a 再整備期間中の市場商品の取扱数量・金額の減少への対策として、新たな販路拡大等の取組を重点的に実施するため、「流通促進係長」を設置する。これに伴い、市場活性化係長を廃止する。

b 再整備に伴う、事業進捗管理を円滑に実施するため、「計画推進第二係長」

を設置する。これに伴い、計画推進係長を「計画推進第一係長」に改称する。

c 安全・安心な生鮮食料品の安定供給に向けて、より高度な衛生管理体制を構築するため、「衛生管理係長」を設置する。

d 再整備工事に係る技術的事項の調整を円滑に実施するため、「技術第二係長」を設置する。これに伴い、技術係長を「技術第一係長」に改称する。

これらに伴い、管理課施設係長及び設備係長並びに市場整備推進課担当課長を廃止する。

(カ) 新産業振興室の体制整備

A ランクやオスカー認定企業等に対する各種の支援とインキュベーション施設（創業間もない企業や起業家の成長促進を支援する施設）への入居などの企業立地支援を一体的に推進し、中小・ベンチャー企業の発掘から育成までの一貫したサポート体制を構築し、これらの企業が事業拡張を行う際に市内の事業用地への立地を促すとともに、産学公連携による新たな企業立地機会を創出していくため、産業戦略部産業政策課が所管する企業立地に係る業務を新産業振興室へ移管する。

(キ) 計量検査所の廃止

平成 28 年 4 月からの京都府計量検定所への事務委託に伴い、計量検査所を廃止する。

カ 保健福祉局関係

(7) 「貧困家庭の子ども・青少年対策プロジェクトチーム」の設置

貧困家庭等の子どもや青少年の将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、教育の支援、生活の支援、保護者に対する就労の支援、経済的支援等を中心とした、多岐にわたる施策を全庁一丸となって融合・実施するため、子育て支援部に「貧困家庭の子ども対策担当部長」を、同部児童家庭課に「貧困家庭の子ども対策係長」を設置するとともに、庁内横断的な体制として、子育て支援政策監をリーダー、貧困家庭の子ども対策担当部長、教育委員会事務局指導部長及び区役所福祉部長をサブリーダーとする「貧困家庭の子ども・青少年対策プロジェクトチーム」を設置する。

(イ) 「子どもはぐくみ局」の創設に向けた、広範多岐に渡る調整を円滑かつ着実に実施する体制の整備

子ども、青少年、家庭教育等に関する施策を融合し、少子化対策、子どもや子育てに関する業務を総合的に担う新たな局組織を平成 29 年度当初に創設するに当たり、市民に身近な窓口である福祉事務所及び保健センターの業務の整理・一体化による市民サービスの向上を実現し、市民に新局設置のメリットを実感していただけるよう、庁外の関係団体を含む広範多岐に渡る調整を円滑かつ着実に実施するため、保健福祉局に「子どもはぐくみ局創設担当局長」を、保健福祉部に「子どもはぐくみ局創設担当部長」を、同部保健福祉総務課に「子どもはぐくみ局創設担当課長」を設置し、それぞれ、子育て支援政策監、子育て支援部長及び

児童家庭課長に兼職させる。

(イ) 市民ぐるみで健康寿命の延伸に向けた取組を推進する体制の強化

幅広い市民団体や、民間企業等との連携を図りながら、健康寿命の延伸に向けた機運の醸成、ライフステージ等に応じた健康づくりの機会の創出、情報発信等を行い、「健康長寿のまち・京都」推進プロジェクトに市民ぐるみで取り組んでいくため、保健衛生推進室保健医療課に「健康長寿のまち・京都」推進担当課長」を設置する。

(ロ) 旅館業法に基づく相談、啓発、指導を強力に推進する体制の構築

産業観光局が実施する宿泊環境の向上の取組と一体的に、旅館業法に係る啓発及び指導を推進するとともに、法令による許可を得ていない「民泊」への指導を行うため、保健衛生推進室医務衛生課に「民泊」対策担当課長及び担当係長を設置する。

(ハ) 年金制度の改正に対応する体制の整備

所得額が一定基準を下回る国民年金の被保険者に対する納付猶予対象年齢の拡大など、年金制度の改正に伴い、新たに発生する事務への対応を行うため、生活福祉部保険年金課に担当係長を増員し、体制を強化する。

(ニ) 若杉学園及び青葉寮の廃止

公設公営の手法を改め、民間事業者に運営を委ねることとするため、若杉学園及び青葉寮を廃止する。

(ヒ) 医務監の廃止及び医務担当局長の設置

平成 26 年 11 月に制定された「京都市不良な生活環境を解消するための支援及び措置に関する条例」に基づく、ごみ屋敷等に対する取組を着実に推進していくため、保健福祉部保健福祉総務課に担当係長を増員し、体制を強化する。

また、ごみ屋敷等の不良な生活環境への対応を地域との共汗で推進するため、増員した係長を各区役所・支所に兼職させる。

(ホ) 九条保育所及び吉祥院保育所の廃止

公衆衛生に関する事項を統括する「医務担当局長」を設置する。

これに伴い、医務監を廃止する。

キ 都市計画局関係

(ア) 歴史的景観の保全・継承を図る体制の構築

歴史的景観・資産を守り創造するための景観規制の充実や、有効な支援策の創設に加え、住民、寺社、事業者及び行政等の協働による景観づくり活動の仕組みを確立し、世界に誇る京都の歴史的景観の将来を見据えた保全・継承を強力に推進するため、都市景観部景観政策課に「歴史的景観保全担当課長」及び「歴史的景観保全係長」を設置する。

(イ) 魅力あるまちづくりを目指した持続可能な都市計画を推進する体制の構築

魅力ある地域資源と既存インフラを生かしたまちづくりに向け、更なる都市機

能の有効的な配置と誘導を強力に推進していくため、都市企画部に「都市政策担当部長」を設置する。

(ウ) 建築審査課の体制見直し

建築確認審査や、バリアフリーに関する法令等の審査におけるチェック体制を強化するため、建築審査課の体制を見直し、審査第一係長及び審査第二係長をサポートする担当係長をそれぞれ増員する。

(エ) 建築技術担当局長と景観創生監の統合

建築等に係る技術的事項を統括する建築技術担当局長と景観の保全及び創出に関する重要政策を統括する景観創生監を統合し、「建築技術・景観担当局長」を設置する。

ク 建設局関係

(7) 京北・左京山間部土木事務所の体制整備

京北・左京山間部土木事務所の担当係長について、その所管する業務を明確化し、業務の効率化を図るため、次のとおり職名を付与する。

- a 事務係長（事務所の庶務，労務，計理等）
- b 技術調整係長（専門的知識を要する市民要望や緊急工事への対応等）
- c 維持監理係長（道路パトロール，道路の破損の補修等）
- d 適正化推進係長（道路，水路の占用許可，不法占用に対する指導等）
- e 工事係長（土木工事に係る設計，積算，監督等）

(イ) 伏見西部第三地区土地区画整理事業の更なるスピードアップを実現する体制の強化

事業計画に掲げる事業終了年度である平成 30 年度までに、伏見西部第三地区の土地区画整理事業の工事を終了させるため、南部区画整理事務所に担当係長を増員し、体制を強化する。

(ウ) 円山公園における不法占用等の適正化を推進する体制の整備

京都有数の観光地である円山公園の再整備に向け、ハード面の整備事業を推進するとともに、公園内の不適正な便益施設等の実態調査や関係者への指導を強化し、同公園の適正化を進めるため、みどり政策推進室に「公園適正化担当課長」及び担当係長を増員し、体制を強化する。

(エ) 土木技術・防災減災担当局長の名称変更

土木技術・防災減災担当局長について、同局長が担当する事務に相応しい名称とするため、「企画管理・防災減災担当局長」に改称する。

ケ 会計室関係

会計事務の更なる適正化を目指し、より効率的かつ効果的な執行体制とするため、次のとおり、室内における業務分担を見直す。

- (7) 出納関係事務，決算調製事務及び支出審査等の金銭会計事務を担当する「出納・審査担当課長」を設置する。

- (イ) 室の庶務及び会計事務の適正化に関する事務を担当する「庶務係長」を設置する。
- (ウ) 出納関係事務及び決算調製事務等を担当する「出納管理係長」を設置する。これらに伴い、検査指導担当課長、出納係長及び審査第二係長を廃止するとともに、審査第一係長を「審査係長」に改称する。

コ 区役所関係

(7) 各区の特性に応じたまちづくりをより一層推進する体制の強化

市民しんぶん区版の編集業務や、「区民提案・共汗型まちづくり支援事業」に取り組む体制を拡充するとともに、各区の特性に応じた区政を展開し、区民主体のまちづくりをより一層戦略的に推進していくため、左京区役所及び右京区役所地域力推進室に「企画課長」を設置する。

(イ) 生活保護世帯の増加に対応するための体制の整備

生活保護世帯の増加に対応するため、右京福祉事務所に「保護第七係長」を設置する。

サ プロジェクトチーム

(7) プロジェクトチームの設置

全庁横断的な体制で、貧困家庭の子どもや青少年に関する問題への対策を行うため、「貧困家庭の子ども・青少年対策プロジェクトチーム」（再掲）を設置する。

(イ) プロジェクトチームの廃止

四条通歩道拡幅推進プロジェクトチームは、その役割を終えたため、廃止する。

(ウ) プロジェクトチームの名称変更

プロジェクトチームにおける取組の発展等に伴い、マイナンバー活用推進プロジェクトチーム及びひとに優しい東大路通・歩道拡幅推進プロジェクトチームを次のとおり改称する。

- a マイナンバー高度利用推進プロジェクトチーム
- b 安心・安全な東大路通歩行空間創出事業推進プロジェクトチーム

改正前	改正後
マイナンバー活用推進プロジェクトチーム	マイナンバー高度利用推進プロジェクトチーム
ひとに優しい東大路通・歩道拡幅推進プロジェクトチーム	貧困家庭の子ども・青少年対策プロジェクトチーム
四条通歩道拡幅推進プロジェクトチーム	安心・安全な東大路通歩行空間創出事業推進プロジェクトチーム
	(廃止)

シ 日本初開催となる「ICOM（国際博物館会議）京都大会 2019」の推進に向けた取組

歴史や美術，考古学，民族，科学，技術，自然史などの博物館関係者が一堂に会する「ICOM（国際博物館会議）京都大会 2019」の成功に向けた，庁内連携体制を構築するため，教育委員会事務局生涯学習部長，文化市民局文化芸術都市推進室長及び産業観光局観光 MICE 推進室長などで構成する「ICOM 京都大会庁内連絡会議」を設置する。

(5) 組織数及び異動規模

ア 組織数

		改正前	改正後	差引増減	
本 庁		8局50部・室75課	8局50部・室75課	増減なし	
会 計 室		1室	1室	増減なし	
事業所	第1類	11所 44課	11所 40課	4課減	
	第2類	36所	34所	2所減	
	第3類	22所	22所	増減なし	
区 役 所		11区3支所 56部・室85課14所	11区3支所 56部・室85課14所	増減なし	
			計	局相当	増減なし
				部相当	増減なし
				課相当	6減
				係相当	増減なし

イ 人事異動総数及び内訳

		27年度	28年度
異 動 総 数		918人（うち昇任288人）	907人（うち昇任327人）
内 訳	局 長 級	19人（うち昇任10人）	23人（うち昇任12人）
	部 長 級	62人（うち昇任25人）	65人（うち昇任27人）
	課 長 級	229人（うち昇任61人）	209人（うち昇任72人）
	課長補佐級	130人（うち昇任70人）	132人（うち昇任87人）
	係 長 級	478人（うち昇任122人）	478人（うち昇任129人）

2 消防局の人事異動（4 月 1 日付け）

人事異動総数及び内訳

異 動 総 数	172 人	
内	局 長 級	0 人
	部 長 級	7 人（うち昇任 4 人）
	課 長 級	49 人（うち昇任 25 人）
訳	課 長 補 佐 級	38 人（うち昇格 23 人）
	係 長 級	78 人（うち昇任 32 人）

3 交通局の組織改正と人事異動（4月1日付け）

(1) 組織改正

ア お客様サービスの更なる向上

平成 26 年度に設置した「全国一お客様サービス実践プロジェクトチーム」による 2 年間の活動の成果を浸透させ、全ての職員によるより次元の高いお客様サービスの提供を実現するため、企画総務部研修所にお客様サービス向上の取組を統括する「お客様サービス向上担当課長」を新設した。

イ 魅力あるバス待ち環境の創出

バス待ち環境の飛躍的な向上を目指し、引き続き、「バスの駅」の整備やバス接近表示器の増設、ベンチの整備を進めるとともに、新たに、広告の掲出が適さない周辺地域等のバス停への上屋の増設やソーラー式バス停照明の設置を推進するため、自動車部技術課に「バス待ち環境創出係長」を新設した。

ウ 組織の統合

高速鉄道部車両工場について、地下鉄車両の定期検査を行う修車区を、車両の日常点検・修理を行う検車区に統合し、業務を一元化することにより、業務執行の効率化を図るとともに、地下鉄車両の保守業務に精通した職員を育成した。

(2) 組織数

区分	27 年度	28 年度	増減
部相当	3 部 1 室	3 部 1 室	—
課相当	11 課, 9 事業所	11 課, 9 事業所	—

(3) 人事異動総数及び内訳

異 動 総 数	42 人 (うち昇任 22 人)	
内 訳	局 長 級	0 人
	部 長 級	0 人
	課 長 級	10 人 (うち昇任 6 人)
	課 長 補 佐 級	5 人 (うち昇任 5 人)
	係 長 級	27 人 (うち昇任 11 人)

4 上下水道局の組織改正と人事異動（4月1日付け）

(1) 組織改正

ア 「京（みやこ）の水ビジョン」実施計画の推進と新たな経営計画の策定

「京（みやこ）の水ビジョン」の完遂に向けた事業課題の克服と平成30年度以降の新たな経営計画の具体的施策の企画・立案を推し進めるため、総務部「経営・防災担当部長」を「経営政策担当部長」に改め、設置した。

さらに、将来にわたる安定した財政運営と、危機管理の強化に向けて、総務部「担当部長」を「財務・防災担当部長」に改め、設置した。

イ 「琵琶湖疏水」の未来への継承

明治期の先人たちが築き上げた貴重な産業遺産である「琵琶湖疏水」を未来へ確実に引き継ぎ、通船の復活をはじめ、より一層の活用を図るため、水道部に「担当部長」を設置し、体制を強化した。

ウ 営業所の再編とお客さまサービスの充実・強化

水道、公共下水道の地域における総合窓口である営業所を、現在の7営業所体制から6営業所体制に再編し、「東山営業所」と「山科営業所」を統合して「東部営業所」を設置した。同営業所には、「副所長」を設置し、お客さまサービスの充実に向けた体制を強化した。

(2) 人事異動

主要ポストに意欲・能力・実績を備えた職員を積極的に配置するとともに、女性職員の積極的な登用、本庁課と事業所との交流、局内公募制度の活用等によって、強力な執行体制を構築するとともに、市長部局との人事交流を継続して実施し、京都市行政全体の更なる連携を推進した。

(3) 組織及び人事異動の規模

ア 組織の規模

		改正前	改正後	増減
上下水道局	本庁	3部・2室15課	3部・2室15課	増減なし
	事業所	23所	22所	1減

イ 人事異動総数及び内訳

異 動 総 数		121 人 (うち昇任 63 人)
内 訳	局 長 級	0 人 (うち昇任 0 人)
	部 長 級	5 人 (うち昇任 3 人)
	課 長 級	26 人 (うち昇任 10 人)
	課 長 補 佐 級	32 人 (うち昇任 23 人)
	係 長 級	58 人 (うち昇任 27 人)

5 教育委員会事務局等の組織改正と人事異動（4月1日付け）

(1) 組織改正

ア 教育課題への対応

(7) 英語教育の一層の推進に向けた体制整備

次期学習指導要領の改訂や2020年・東京オリンピック・パラリンピックの開催も見据え、小学3年から中学卒業まで7年間を通したカリキュラムを開発する「英語教育推進研究拠点校事業」や、ALTの活用、教員の英語力・指導力向上研修などの取組をより一層充実させるため、学校指導課に担当課長及び担当係長を配置（担当係長は専任配置）するとともに、教科化を控えた小学校での英語指導体制の強化を図るため、専門主事（退職校長）を専任配置した。

また、「英語教育推進プロジェクトチーム」（仮称）を設置し、関係各課が一層連携を深め、取組を進めていく。

(4) 子どもの読書活動推進に向けた体制整備

本市では、全小・中・総合支援学校に学校司書（学校図書館運営支援員）を配置し、児童生徒の読書環境の整備を進めているが、平成28年度からの5年計画で学校司書配置時間数を拡充（週5時間/校→週15時間/校）するなど、取組を充実していくため、学校指導課に専門主事（退職校長）を1名増員配置し3名体制とした。

(7) 市立高校改革の推進に向けた体制整備

最短で31年度の開校を目指す京都市立で初となる「定時制単独高校」や33年度の開校を目指す「新普通科高校」の創設に向けた準備を進めるため、学校指導課に新たに担当係長（高校改革）を配置した。

イ 日本初開催となる「ICOM（国際博物館会議）京都大会2019」の推進に向けた取組

歴史や美術、考古学、民族、科学、技術、自然史などの博物館関係者が一堂に会する「ICOM（国際博物館会議）京都大会2019」の成功に向けた、庁内連携体制を構築するため、教育委員会事務局生涯学習部長、文化市民局文化芸術都市推進室長及び産業観光局観光MICE推進室長などで構成する「ICOM京都大会庁内連絡会議」を設置した。

ウ 県費負担教職員の給与等移譲に向けた体制整備

平成29年度からの移譲に向け、関係課の体制を26・27年度に続き増強し、給与制度の構築や移譲される教職員約7,500人分を加えた給与支給システムの円滑かつ効率的な導入を図った。

[平成26年度]	教職員人事課	課長補佐1増・係員1増
	学校事務支援室	課長補佐1増
[平成27年度]	教職員人事課	係員1増
	学校事務支援室	係長1増・係員1増
[平成28年度]	総務課	係員1増

教職員人事課 係長 1 増・係員 2 増

学校事務支援室 係長 1 増

エ 「御所東小学校」の開校に向けた体制整備

御所南小学校の児童数の増加を受けて、同校で成果をあげてきた教育実践を受け継ぎつつ、新しい時代にふさわしい教育を創造する分離・新設校「御所東小学校」を平成 30 年 4 月に開校するため、指導部に「御所東小学校開設準備室」（課相当）を設置し、教育内容の企画・立案をはじめ、元春日小学校跡地への新校舎の建設、設備備品の整備等を総合的に推進した。

御所東小学校開設準備室（課相当） (9 名体制 係長 * 1 名以外は兼職)	室長	参与（退職校長）
	副室長	係長 * . . . (教育内容の企画立案, 総合調整)
	副室長	係長 . . . (新校舎の建設)
	副室長	係長 . . . (設備備品等の整備)

オ 学校統合に伴う新校舎建設に向けた体制整備

伏見区の向島二の丸小、二の丸北小、向島南小の 3 校を統合し、向島中学校と合わせて平成 31 年度に開校する小中一貫教育校や、下京区の淳風小学校、醒泉小学校の 2 校を統合し、32 年度に開校する小学校の新校舎建設等に向け、教育環境整備室に担当係長を 1 名増員配置し、児童生徒や保護者、地域の方々のニーズにきめ細かく応じた施設整備を進めた。

(2) 人事異動総数内訳

ア 行政職

		事務局内部 の異動	市長部局 への転任	市長部局等 からの転入	退 職	合 計
異 動 総 数		74	(3)	1	6	81
内 訳	局 長 級	—	—	—	2	2
	部 長 級	8	—	—	2	10
	課 長 級	24	(2)	—	2	26
	課長補佐級	13	(1)	1	—	14
	係 長 級	29	—	—	—	29

※ 市長部局への転任者数については、市長部局における異動件数として集計するため、教育委員会分からは除く。

イ 教育職

		事務局内部 の異動	学校等から の転入	退 職	合 計
異 動 総 数		20	28	5	53
内 訳	局 長 級	—	—	—	0
	部 長 級	—	—	—	0
	課長・人事主事・ 首席指導主事等	7	4	5	16
	指導主事等	13	24	—	37

第 4 市財政について

1 平成 28 年度予算

(1) 予算編成方針

ア 予算の基本姿勢

- (ア) 「こころの創生」を重視した京都ならではの地方創生「京都創生」を参加と協働により推進することにより、人々が豊かさを感じ、安心安全に暮らせるまちづくりを進め、「人口減少社会」の克服に挑戦する予算
- (イ) 「はばたけ未来へ！ 京プラン」に掲げる未来像の実現に向けた、後期実施計画の初年度として力強いスタートを切る予算（後期実施計画骨子の 55 の重点プロジェクトの 90%以上に当たる 53 プロジェクトを予算計上）

イ 予算編成に当たって重視した視点

- (ア) 地域経済の活性化と安定した雇用の創出
京都の知恵と強みを活かした成長戦略を推進し、京都経済の更なる活性化と好循環、安定した雇用の創出を図り、市民が豊かさを実感できる社会を実現
- (イ) 市民のいのちと暮らしを守り、子育て環境を充実
福祉を更に充実させ、防災・減災対策を加速するとともに、市民ぐるみで世界一安心安全なまちづくりを推進
同時に、「京都で子育てして良かった」、「京都で学んで良かった」と実感できる全国トップレベルの子育て環境、教育環境を一層充実
- (ウ) 日本の“こころの創生”を牽引する「世界の文化首都・京都」の実現
京都の誇る文化・芸術、環境にやさしい循環型社会、「歩くまち・京都」など、京都ならではの魅力の向上
- (エ) 参加と協働による地域の個性と活力あふれるまちづくり
市民一人ひとりが“みんなごと”としてまちづくりに取り組む新たな仕組みを構築し、市民が主役の市政を推進

< 予算規模 >

(単位：億円，%)

区 分	平成28年度	平成27年度	対前年度増△減	
			増△減額	増△減率
全 会 計	16,508 (15,988)	16,932 (16,172)	△424 (△184)	△2.5 (△1.1)
一 般 会 計	7,277 (6,757)	7,504 (6,744)	△227 (13)	△3.0 (0.2)
特 別 会 計	6,745	6,893	△148	△2.2
公 営 企 業 会 計	2,486	2,535	△49	△1.9

※ 下段（ ）内は、中小企業融資制度預託金の影響を除いた実質的な増減比較を行う場合の金額

[一般会計]

一般会計予算額は実質 13 億円※ (+0.2%) の増

※ 企業の資金ニーズに応じた減である中小企業融資制度預託金の減△240 億円 (760→520) は除いている。

社会福祉関連経費の増にしっかり対応するとともに、防災・老朽化対策や保育所等の整備について増額確保

・社会福祉関連経費	(単位：億円)
生活保護	△5(27) 768 → (28) 763)
保育所運営費等	+35(27) 378 → (28) 413)
障害者総合支援	+19(27) 356 → (28) 375)
介護保険繰出金	+11(27) 185 → (28) 196)
・防災・老朽化対策	
橋りょう健全化プログラムの推進	+8(27) 41 → (28) 49)
南部クリーンセンター第二工場建替え	+74(27) 13 → (28) 87)
新庁舎整備	+10(27) 3 → (28) 13)
・保育所整備等	+12(27) 12 → (28) 24)
・事業が完了する主な大規模事業	
ロームシアター京都(28年1月オープン)	△52(27) 52 → (28) 0)
京都工学院高校(28年4月開講)	△33(27) 37 → (28) 4)
阪急京都線連続立体交差(28年度未完了)	△25(27) 37 → (28) 12)

[特別会計]

市公債	△209 (27)3,464 → (28)3,255)
介護保険事業	+56(27)1,240 → (28)1,296)
第一市場	+17(27) 26 → (28) 43)

ウ 徹底した財政構造改革を継続

(7) 財政構造改革と特別の財源対策

a 一般財源収入は+0.4% (+14 億円) の増

市税収入は、個人市民税と固定資産税は増収となるものの、税制改正の影響等で法人市民税は減収となり、全体では+0.7% (+16 億円) の増を見込む。

b 一方、引き続き社会福祉関連経費の増に加えて、南部クリーンセンター建替え、新庁舎整備をはじめとする必要不可欠な防災・老朽化対策や土地取得特別会計への繰出金（土地開発公社から再取得した土地に係る市債の元利償還金）の増加などもあり、財政需要が拡大

c このため、財政構造改革を全庁挙げて推進し、以下のとおり財源を捻出

- ・ 職員数を 123 人削減し、10 億円の財源を捻出
- ・ 事業見直し等により、41 億円の財源を確保

徹底したコスト削減などの内部努力により、前年度以上の事業見直しを実施（25 億円→31 億円）

加えて、地下鉄、市バスの経営健全化を推進し、一般会計からの繰出金を削減（10 億円）

- ・ 資産有効活用等により、30 億円の財源を確保

このほか、政策的新規・充実事業や大規模投資事業について、全市的観点から必要性や緊急性を精査のうえ、事業の優先順位や事業費・規模の精査を行い、財政負担を圧縮・平準化

d これらの結果、特別の財源対策は 93 億円と、100 億円以下に抑制

(参考 1) 一般財源収入の状況

(単位:億円, %)

区 分	28 年度予算	27 年度当初	対前年度増△減	
			増△減額	増△減率
市 税	2,538	2,522	16	0.7
地方譲与税・府税交付金	424	406	18	4.3
地方交付税・臨時財政対策債	894	914	△20	△2.2
地方特例交付金その他	21	21	—	—
一般財源収入総額	3,877	3,863	14	0.4

※ 28 年度の地方譲与税・府税交付金には、平成 26 年 4 月からの消費税率引上げに伴う地方消費税交付金の増（119 億円）を含む。この増収分（119 億円）については、全額、社会保障の維持と更なる充実（1,239 億円）のために活用する。

(参考 2) 市税収入の状況

区 分	28年度 予 算	27年度 当 初	(単位：億円，%) 差引増△減	
			増△減額	増△減率
市税	2,538	2,522	16	0.7
うち個人市民税	833	815	18	2.2
うち法人市民税(※)	270	287	△17	△6.1
うち固定資産税	1,025	1,010	15	1.5

※ 税制改正により、法人市民税の税率が引き下げられる一方で、この引下げ分に相当する税額が国税として徴収（徴収額は全額地方交付税原資化）されることとなっている。

この税率引下げ等による法人市民税の減収影響額は、28年度予算で△35億円、27年度予算で△29億円と見込まれる。

エ 実質市債残高(※)の状況

※ 国が返済に責任を持つ臨時財政対策債を除く、本市が実質的に返済に責任を負う市債残高

防災・老朽化対策や保育所整備等を着実に進める一方、将来世代に過度な負担を先送りしないという観点から市債発行額を適切に管理し、実質市債残高を前年度から縮減

<全会計の実質市債残高>

28年度中の発行（借入）予定額 1,001 億円

28年度中の償還（返済）予定額 1,129 億円

差 引 128 億円 の減

⑳末 1兆7,773億円 → ㉓末 1兆7,645億円

※ 22年度末との比較

㉒末 1兆9,427億円 → ㉓末 1兆7,645億円（△1,782億円）

生産年齢人口1人当たり実質市債残高

㉒末 202万円 → ㉓末 194万円

<一般会計の実質市債残高>

28年度中の発行（借入）予定額 528 億円

28年度中の償還（返済）予定額 533 億円

差 引 5 億円 の減

㉒末 9,060億円 → ㉓末 9,055億円

※ 22年度末との比較

㉒末 9,817億円 → ㉓末 9,055億円（△762億円）

生産年齢人口1人当たり実質市債残高

㉒末 102万円 → ㉓末 100万円

オ 公営企業も含めた連結ベースでの財政健全化を強力に推進**(7) 地下鉄事業は、着実な収支改善**

a 旅客数を着実に増やし、28年度は373千人／日で、27年度予算から1万5千人増。

「30年度までに5万人増客（375千人／日）」の目標達成が目前

<旅客数推移（実績）：千人／日>

㉑327→㉒330→㉓334→㉔339→㉕348→㉖359 千人

b 1日当たりの経常赤字額は、18年度の4,600万円から、28年度予算では100万円まで大幅に縮小

(4) 市バス事業は、一般会計に頼らない自立した経営を継続

a 旅客数を着実に増やし、28年度は353千人／日で、27年度予算から1万5千人増

<旅客数推移（実績）：千人／日>

㉑311→㉒314→㉓314→㉔321→㉕326→㉖341 千人

b 路線・ダイヤの充実、安全対策、快適なバス待ち環境の創出など、更なる利便性向上の取組を推進

(2) 市会の審議と予算の成立

平成28年度当初予算その他関連議案は、定例会（平成28年2月市会）に提案され、2月24日に市長の提案説明が行われ、3月1日、2日の両日にわたる代表質疑で各会派から16名の議員が質疑に立ち市長、副市長及び関係理事者の答弁の後、3月2日に予算特別委員会に付託のうえ、慎重に審議された。

予算特別委員会では、3月3日の環境政策局（第1分科会）、都市計画局（第2分科会）、消防局（第3分科会）を皮切りに各局別に質疑を続け、3月15日、16日には、市長、副市長に対する総括質疑を行い、3月24日の討論終了で、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定された。

こうして、3月25日の最終本会議において、28年度当初予算案は、原案のとおり可決された。

2 平成 27 年度決算

(1) 決算の概要

ア 全会計の歳出決算規模

	26年度		27年度		差引	
	億	百万円	億	百万円	億	百万円
一般会計	7,172	77	7,261	19	88	42
特別会計	6,276	14	6,709	37	433	23
公営企業会計	2,434	82	2,394	89	△ 39	94
全会計合計	1兆5,883	74	1兆6,365	45	481	71

(注) 百万円未満を端数処理しているため、合計が一致しない場合がある。

全会計の歳出決算規模は、1兆6,365億45百万円で、平成26年度から481億71百万円の増となった。

会計別では、一般会計で、障害者総合支援費や保育所運営費等の扶助費、京都会館再整備や京都工学院高校整備等の投資的経費が増加したことなどにより、平成26年度に比べ88億42百万円の増となった。

特別会計は、医療費の財政調整制度の拡充等に伴う国民健康保険事業特別会計の増のほか、借換債の発行額の増等による市公債特別会計の増などにより、平成26年度に比べ433億23百万円の増となった。

また、公営企業会計は、地方公営企業会計制度の見直しに伴う退職給付引当金等の特別損失を計上した平成26年度に比べ39億94百万円の減となった。

イ 一般会計

(7) 決算規模

	26年度		27年度		差引	
	億	百万円	億	百万円	億	百万円
歳入総額	7,263	19	7,305	89	42	70
歳出総額	7,172	77	7,261	19	88	42
歳入歳出差引額	90	42	44	70	△45	72
翌年度へ繰り越すべき財源 (繰越事業費-未収入特定財源)	69	24	25	61	△43	63
	(213億63百万-144億39百万)		(163億96万円-138億35百万)			
実質収支	21	18	19	09	△2	09
単年度収支	+1	32	△2	09	△3	41

(注) 百万円未満を端数処理しているため、合計が一致しない場合がある。

(イ) 27年度決算の収支

一般会計決算の実質(累積)収支については、平成20年度にリーマンショックの影響により過去最大の赤字となったが、平成22年度決算以降、黒字を維持しており、平成27年度決算においても19億9百万円の黒字となった。

歳入の根幹を成す市税収入は、2,529億60百万円で、平成26年度に比べ8億41百万円、0.3%増となった。これは、国の経済政策と本市の成長戦略があいまって、京都経済が回復基調にある中、個人市民税が堅調に推移したことに加え、市民の皆様の納税への御理解を得て、市税収入確保推進本部の下、職員が一丸と

なって市税の徴収に取り組んだ結果、徴収率が過去最高となった平成 26 年度をさらに+0.4 ポイント上回る 98.3%を達成したことなどによるものである。また、平成 26 年 4 月の消費税率引上げに伴う地方消費税交付金の増などにより、府税交付金は平成 26 年度に比べ 121 億 2 百万円、44.0%増の 396 億 14 百万円となった。一方で、臨時財政対策債も含めた実質的な地方交付税については、市税や府税交付金の増に伴い、平成 26 年度に比べ 94 億 82 百万円、9.6%減の 894 億 17 百万円となった。

これらの結果、一般財源収入は、3,874 億 45 百万円となり、前年度から 11 億 55 百万円増加したものの、ピーク時（平成 12 年度 4,205 億円）から 330 億円以上少ない状況にあり、本市財政は、公債償還基金の取崩しなどの「特別の財源対策」に依存せざるを得ない極めて厳しい状況にある。

このため、平成 27 年度当初予算の編成段階で、総人件費の削減(13 億円)や事業の見直し等による財源確保(33 億円)など、徹底した行財政改革を推進した。とりわけ、最大限の努力を行った職員数の削減については、社会福祉や防災・安全等、必要な部署には必要な人員を配置する一方、業務の効率化や「民間にできることは民間に」を基本とした委託化・民営化などにより職員数、人件費の削減を図った。さらに、予算執行においても、市税徴収率の向上に加え、徹底した経費の節減に取り組んだ結果、実質収支の黒字を確保することができた。

なお、市税徴収率のほか、介護保険料（98.5%）、保育所保育料（99.3%）、市営住宅家賃（99.0%）についても、過去最高の徴収率を達成している。

ウ 特別会計

(7) 歳出決算規模

会計名	26年度		27年度		増減		伸び率 %
	億	百万円	億	百万円	億	百万円	
母子父子寡婦福祉資金貸付事業	2	66	2	60	△	6	△ 2.0
国民健康保険事業	1,498	18	1,743	91	245	73	16.4
介護保険事業	1,176	83	1,228	98	52	15	4.4
後期高齢者医療	165	79	168	46	2	67	1.6
地域水道	13	23	9	65	△3	58	△ 27.1
京北地域水道	22	13	26	69	4	56	20.6
特定環境保全公共下水道	12	45	5	63	△6	82	△ 54.8
中央卸売市場第一市場	21	77	20	95	△	82	△ 3.8
中央卸売市場第二市場・と畜場	8	43	9	00		57	6.7
農業集落排水事業		44		46		2	4.7
雇用対策事業	9	47	5	14	△4	33	△ 45.7
土地区画整理事業		93		73	△	20	△ 22.1
駐車場事業	19	77	15	60	△4	17	△ 21.1
土地取得	37	72	53	42	15	70	41.6
市公債	3,252	83	3,381	44	128	61	4.0
市立病院機構病院事業債	33	49	36	72	3	23	9.7
特別会計合計	6,276	14	6,709	37	433	23	6.9

(注) 百万円未満を端数処理しているため、合計が一致しない場合がある。

(4) 収支の状況

会計名	26年度		27年度		増減	
	億	百万円	億	百万円	億	百万円
母子父子寡婦福祉資金貸付事業	5	89	7	44	1	54
国民健康保険事業	14	04	△ 2	29	△ 16	33
介護保険事業	10	42	7	62	△ 2	80
後期高齢者医療	6	29	5	04	△ 1	25
地域水道		-		-		-
京北地域水道		-		-		-
特定環境保全公共下水道		-		-		-
中央卸売市場第一市場	7	80	10	18	2	38
中央卸売市場第二市場・と畜場		-		-		-
農業集落排水事業		-		-		-
雇用対策事業		0		1		1
土地区画整理事業	5	17	6	84	1	67
駐車場事業		-		-		-
土地取得		-		-		-
市公債		1		1		0
市立病院機構病院事業債		-		-		-
特別会計合計	49	62	34	84	△ 14	78

(注1) 百万円未満を端数処理しているため、合計が一致しない場合がある。

(注2) 数値が0の場合は「-」、数値は存在するが百万円未満の端数処理により1未満となる場合は「0」としている。

歳出の決算規模では、府内市町村国保の拠出による医療費の財政調整制度の対象拡大等により、国民健康保険事業が平成 26 年度に比べ+16.4%、245 億 73 百万円の増となったほか、高齢化の進展等により、介護保険事業が平成 26 年度に比べ+4.4%、52 億 15 百万円の増となった。また、市公債特別会計が借換債の発

行額の増などにより、平成 26 年度に比べ+4.0%、128 億 61 百万円の増となった。

収支状況については、国民健康保険事業において、徴収率の向上や後発医薬品（ジェネリック医薬品）差額通知等による医療費の適正化に取り組んだものの、インフルエンザの流行やC型肝炎治療の新薬の保険適用による医療費の増加等により、平成 26 年度に比べ、16 億 33 百万円収支が悪化し、2 億 29 百万円の累積赤字となった。

エ 公営企業会計

(7) 歳出決算規模

会計名		26年度		27年度		増減		伸び率 %
		億	百万円	億	百万円	億	百万円	
水道事業	収益的支出	323	29	261	85	△61	45	△ 19.0
	資本的支出	243	12	291	59	48	47	19.9
	計	566	42	553	44	△12	97	△ 2.3
公共下水道事業	収益的支出	503	24	463	93	△39	31	△ 7.8
	資本的支出	424	76	448	43	23	67	5.6
	計	928	00	912	36	△15	64	△ 1.7
自動車運送事業	収益的支出	215	53	183	97	△31	56	△ 14.6
	資本的支出	34	95	28	04	△6	92	△ 19.8
	計	250	48	212	00	△38	48	△ 15.4
高速鉄道事業	収益的支出	365	83	324	19	△41	65	△ 11.4
	資本的支出	324	10	392	89	68	80	21.2
	計	689	93	717	08	27	15	3.9
公営企業会計合計		2,434	82	2,394	89	△39	94	△ 1.6

(注1) 消費税及び地方消費税抜きの数値である。

(注2) 百万円未満を端数処理しているため、合計が一致しない場合がある。

(イ) 単年度収支の状況

会計名		平成26年度		平成27年度		増減	
		億	百万円	億	百万円	億	百万円
水道事業	経常損益	55	16	55	69		53
	特別損益	△60	61		-	60	61
	純損益	△5	45	55	69	61	14
公共下水道事業	経常損益	46	53	47	32		79
	特別損益	△35	24		-	35	24
	純損益	11	29	47	32	36	03
自動車運送事業	経常損益	24	06	23	81	△	25
	特別損益	△39	07		-	39	07
	純損益	△15	01	23	81	38	82
高速鉄道事業	経常損益	△8	62	8	48	17	10
	特別損益	△36	33		-	36	33
	純損益	△44	95	8	48	53	43

(注) 消費税及び地方消費税抜きの数値である。

(ウ) 資金不足比率の状況

会計名	26年度	27年度	経営健全化基準
高速鉄道事業	14.8%	—	20%

(注1) 「—」は資金不足がないことを示す。

(注2) 他の会計において、資金不足は発生していない。

(エ) 各会計の経営状況**a 水道事業**

収入においては、節水型社会の定着による水需要の減少傾向が続いているものの、夏場等の気温が前年度と比べて上昇したことや利用者数の増加、うるう年の影響等により有収水量の減少の幅が縮小したことから、水道料金収入が平成 26 年度に比べ 92 百万円減にとどまる 274 億 79 百万円となり、経常収益については平成 26 年度に比べ 30 百万円減の 317 億 54 百万円となった。

一方、支出においては、営業所の再編（9 営業所→7 営業所）や職員定数の削減など、効率的な事業運営に努めたことにより、経常費用は平成 26 年度に比べ 83 百万円減の 261 億 85 百万円となった。

この結果、当年度純損益は 55 億 69 百万円の黒字となった。

今後も、水需要の減少傾向が続くことが見込まれるなど、経営環境が厳しさを増す中、中期経営プラン（2013-2017）に基づき、財政基盤の強化を図りつつ、老朽化した水道管の更新をはじめ、地震対策や鉛製給水管の取替えなどの事業を着実に進めていく必要がある。

b 公共下水道事業

収入においては、節水型社会の定着による水需要の減少傾向が続いているものの、夏場等の気温が前年度と比べて上昇したことや利用者数の増加、水道使用以外の汚水の増加、うるう年の影響等により有収汚水量が僅かに増加したことから、下水道使用料収入が平成 26 年度に比べ 71 百万円増の 221 億 40 百万円となり、経常収益については平成 26 年度に比べ 15 百万円増の 511 億 25 百万円となった。

一方、支出においては、職員定数の削減など効率的な事業運営に努めたことにより、経常費用は平成 26 年度に比べ 64 百万円減の 463 億 93 百万円となった。

この結果、当年度純損益は 47 億 32 百万円の黒字となった。

今後も、水道事業と同様、経営環境が厳しさを増す中、中期経営プラン（2013-2017）に基づき、財政基盤の強化を図りつつ、雨に強いまちづくりに向けた雨水幹線の整備をはじめ、地震対策や老朽化した施設の改築更新などの事業を着実に進めていく必要がある。

c 自動車運送事業

収入においては、主要系統や直行系統の増便、観光地へのアクセス向上など路線・ダイヤの充実や、鉄道駅との結節強化など利便性の向上を図る新ダイヤ

の実施等により、平成 27 年度の 1 日当たりの旅客数は、平成 26 年度に比べ 1 万 2 千人増と、2 年連続で 1 万人を大きく上回る増加となり、運送収益も平成 26 年度に比べ 7 億 65 百万円増の 194 億 6 百万円となったことなどから、経常収益は平成 26 年度に比べ 7 億 27 百万円増の 207 億 78 百万円となった。

一方、支出においては、事業規模の拡大に伴い、管理の受委託等に係る経費が増加したことにより、経常費用は平成 26 年度に比べ 7 億 52 百万円増の 183 億 97 百万円となった。

この結果、当年度純損益は 23 億 81 万円の黒字となった。

今後も、一般会計の任意補助金に頼らない「自立した経営」を引き続き堅持しながら、更なる利便性の向上と質の高いサービスの提供に努めていく。

d 高速鉄道事業

収入においては、全庁を挙げた増客の取組、オール京都で推進している観光振興や公共交通優先のまちづくりの取組が浸透したことなどにより、1 日当たりの旅客数が平成 26 年度に比べ 1 万 3 千人増加し、運輸収益が平成 26 年度に比べ 9 億 71 百万円増の 245 億 22 百万円となった。また、駅ナカビジネス収入も堅調に推移したことなどにより、経常収益は平成 26 年度に比べ 12 億 79 百万円増の 332 億 67 百万円となった。

一方、支出においては、営業費用がわずかに増加したものの、支払利息の減少などにより、経常費用は平成 26 年度に比べ 4 億 31 百万円減の 324 億 19 百万円となった。

この結果、当年度純損益は 17 億 10 百万円改善し、8 億 48 百万円の黒字となった。

また、現金収支(償却前損益)の黒字額も、平成 26 年度の 80 億 73 百万円から過去最大となる 97 億 51 百万円に拡大し、依然として累積資金不足が 309 億 18 百万円あるものの、財政健全化法に定める資金不足(解消可能資金不足額控除後)はなくなった(②⑥△38 億 34 百万円→②⑦ 0)。

しかしながら、これは一般会計から多額の経営健全化出資金を繰り入れた上での結果であり、一般会計からの経営健全化出資がなくても、安定的な経営が可能となる見通しが立つまで、引き続き、経営健全化団体として、「京都市高速鉄道事業経営健全化計画」を推進する。

オ 財政健全化法に基づく健全化判断比率

	26年度	27年度	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	-	-	11.25%	20.00%
連結実質赤字比率	-	-	16.25%	30.00%
実質公債費比率	15.0%	15.2%	25.0%	35.0%
将来負担比率	228.9%	229.6%	400.0%	-

(注) 黒字の場合、実質赤字比率は「-」となる。

実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、一般会計及び全会計において、黒字を確保できたことから、「-」となっている(赤字の場合はプラスの比率となる。)

また、実質公債費比率は、地方交付税措置のない市債の償還経費の増加などにより、平成 26 年度から 0.2 ポイント増の 15.2% となった。

将来負担比率は、職員数の削減や退職手当支給率の引き下げによる退職手当負担見込額の減などの減少要素があったものの、地方交付税措置のない市債残高の増加などにより、0.7 ポイント増の 229.6% となった。平成 27 年度決算における 20 政令指定都市の比較（8 月末時点）では、実質公債費比率が高い方から 3 番目、将来負担比率は最も高く、他の政令指定都市に比べ将来的な財政負担が大きい状態にある。

カ 今後の財政運営

平成 27 年度決算においては、全会計、一般会計ともに着実に財政健全化の取組を進め、実質収支の黒字を確保したが、本市の財政は依然として厳しい状況にある。

その要因としては、まず本市は、大学生が多く納税義務者の割合が低いこと、古い木造家屋や低層の建物が多く固定資産税が少ないことなどの特性により、市民 1 人当たりの市税収入が、他の指定都市の平均を下回っており、大阪市との比較では、約 3 割（約 74,000 円）下回り、本市人口 147 万人で換算すると 1,085 億円少ないなど、構造的に財政基盤が脆弱であることが挙げられる。

また、全国トップ水準の福祉・教育・子育て支援や、京都で暮らす、京都を訪れる全ての人々が安心安全を実感できるまちづくり、歴史・文化・景観をはじめとする都市の魅力を守り、高め、未来へと受け継いでいくための取組を積極的に推進しており、これには多額の経費を要している。

このほか、京都市の観光客数や観光消費額は非常に好調に伸びており、それが京都経済の活性化に着実な成果を上げているところであるが、税の仕組上、直接的に市税収入の増につながる部分が限られている。

さらに、本市をはじめとした政令指定都市は、「事務配分の特例」として、道府県に代わって、国道・府道の管理等の事務（大都市特例事務）を行っているが、これに対応する税制上の措置は極めて不十分なものとなっており、平成 27 年度予算に基づく概算では、本市の大都市特例事務に係る経費 144 億円に対し、税制上の措置済額は 53 億円で、措置不足額は 91 億円にものぼっている。

こうした状況にも関わらず、地方交付税が削減され、三位一体改革等により、地方交付税等はピーク時（平成 15 年度）から 413 億円も減となっており、この間の市税収入の増 188 億円を大きく上回る削減となっている。しかも、臨時財政対策債が占める割合が増加し、平成 27 年度は 44%（制度開始時（平成 13 年度）は 7%）に上る一方、地方交付税は年々減少傾向にあり、ピーク時（平成 12 年度）からは 645 億円も減少し、半分以下となっている。

これに加えて、全国共通の課題として、高齢化の進展等により社会福祉関連経費が右肩上がり増加している。

こうした状況の中、人件費の削減や徴収率の向上、事務事業の見直し等の行財政改革を推進しているが、それでもなお財源が不足し、公債償還基金の取崩しなどの

「特別の財源対策」に依存せざるを得ない極めて厳しい状況が続いている。今後も社会福祉関連経費の増加傾向が続くことは必至であり、財政運営は一層厳しさを増す見通しの中、将来にわたって財政を持続可能なものとするためには、市民の経済力を高めることによって本市の財政力を高める、すなわち、市民や市内企業の所得を向上させることにより税収を増やすという視点を重視し、都市の成長戦略と行財政改革を一体的に推進することが重要である。

これまで、厳しい財政状況の中にあっても、こうした都市の成長につながる施策に対し、重点的に投資してきた成果は着実に現れつつある。

京都らしい景観の保全・創出をはじめ、都市格を向上させるあらゆる取組により、世界で最も影響力をもつ旅行雑誌とされる「Travel+Leisure(トラベル・アンド・レジャー)」誌の「ワールドベストシティ」ランキングにおいても常に上位にランキングするなど、世界的にも本市の評価は高まっており、平成 27 年の観光客数は 120 万人増の 5,684 万人、観光消費額は 2,078 億円増の 9,704 億円となり、いずれも過去最高を更新した。

本市においては、これまでから子育て環境の充実を最重要課題の一つとして取り組んできたが、特に保育所等の新設や増改築を強力に推進してきたことにより、3 年連続で国基準による待機児童ゼロを達成した。こうした取組などにより、本市の人口は、昭和 43 年から 44 年間転出超過が続いてきたが、平成 23 年に転入超過に転じ、以降、転入超過数が毎年増加し、平成 27 年国勢調査では 147 万 5,183 人と、前回調査時と比べて 1,168 人の増となっている。

今後も、引き続き、地域経済の活性化、雇用の創出、民間活力の最大限の活用など、都市の持続的な成長に向けた取組を加速させるとともに、国に対しては、大都市税財源の拡充や地方交付税制度の抜本改革などの地方財政全般にわたる改革を引き続き強く求めていくことにより、市税をはじめとした一般財源収入の増加を図っていく。

これらの取組に加え、総人件費の削減や事務事業の効率化など歳出構造改革を徹底して進めることで、持続可能かつ機動的な財政運営を確立し、「特別の財源対策」からの脱却を目指していく。

そして、人口減少社会、東京一極集中といった課題を乗り越え、確かな実感としての豊かさを市民の皆様に深く感じていただけるよう、京都の未来を切り拓いていく。

(2) 決算の認定

市会においては、これらの決算審査を定例会（9 月市会）で行い、その結果、決算 21 件はいずれも認定された。

3 国の予算・施策に関する提案・要望行動

本市の平成 29 年度国家予算に関する要望については、京都への文化庁移転の決定を機に、文化を軸に、「日本のこころの創生」を推進し、我が国全体の地方創生に貢献するために特に重要な提案・要望や、いのちとくらしを守り、安心と豊かさを実感できる社会を実現するために必要な提案・要望を重点的に 4 政策 25 項目として取りまとめ、各省庁の概算要求時期に合わせ、平成 28 年 5～6 月に関係各省庁や地元選出国會議員への提案・要望を行った。

また、指定都市においては、「平成 29 年度国の施策及び予算に関する提案」及び「大都市財政の実態に即応する財源の拡充についての要望（平成 29 年度）」を中心とした要請活動が行われた。

さらに、全国市長会などにおいても、国の施策・予算や地方分権改革の推進などについて、要望活動等が行われた。

活動経過の概略は、次のとおりである。

(1) 本市独自提案・要望

- ア 「平成 29 年度国の予算・施策に関する提案・要望」
 　　<5～6 月> 関係省庁、京都府選出国會議員に提案・要望
- イ 「平成 29 年度国の予算・施策に関する緊急提案・要望」
 　　<11 月> 関係省庁、京都府選出国會議員に提案・要望

(2) 主な指定都市共同提案・要望

- ア 「平成 29 年度国の施策及び予算に関する提案」
 　　<7～8 月> 各市が分担して政党や関係省庁に要請
- イ 「大都市財政の実態に即応する財源の拡充についての要望（平成 29 年度）」
 　　<10 月> 税財政関係特別委員長会議*（10 月 31 日）

※ 京都市会は、経済総務委員会が担当
 経済総務委員会等による党派別要望活動

- 公 明 党：11 月 14 日
- 自由民主党：11 月 15 日
- 日本維新の会：11 月 17 日
- 民 進 党：11 月 18 日
- 日本共産党：11 月 21 日

ウ その他の主な要望・提言等

- ・ 「ニッポン一億総活躍プラン」の実現に向けた指定都市市長会要請（5 月 31 日）
- ・ 都市の自律性向上と地方創生の推進に向けた共同提言（11 月 8 日）
 　　※ 指定都市市長会・中核市市長会・全国施行時特例市市長会共同
- ・ 「国と地方の協議の場」の構成員の見直しに向けた指定都市市長会要請（3 月 9 日）

第 5 京都市環境基本計画と京都市環境教育・学習基本指針の策定について

1 概要

本市では、京都市環境基本条例に基づき、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画として、平成 18 年度に「京の環境共生推進計画」（計画期間：平成 18 年度～平成 27 年度）を策定し、計画の推進を図ってきた。

計画期間の終了に伴い、平成 28 年 3 月に、施策の進捗状況や社会情勢の変化を踏まえて改定を行い、環境の保全に関する長期的な目標や個別分野の施策の大綱を示す環境行政のマスタープランとして、「京都市環境基本計画（2016～2025）」を策定した。

本計画では、「地球環境に暮らしが豊かに調和する『環境共生と低炭素のまち・京都』」を「京都市が目指す環境像」として位置付け、その実現に向けて、3つの分野別の長期的目標（低炭素社会の構築、自然・生活環境の保全、循環型社会の構築）を設定するとともに、分野横断型の長期的目標「環境保全を総合的に推進するためのひと・しくみづくり」を設け、環境保全についての理解と活動の実践により、施策を総合的に推進し、持続可能な社会の実現を目指している。

また、平成 29 年 3 月には、本計画の分野横断型の長期的目標の基本施策の 1 つである「環境教育・学習を通じた理解と行動の促進及び人材育成」の更なる推進のため、今後、あらゆる場において、生涯にわたって間断なく、ライフステージに応じた、質の高い取組が実施されるよう、市会海外行政調査団から提出された提言書も踏まえ、京都市における環境教育・学習促進の方向性を統一的・系統的に示すものとして、「京都市環境教育・学習基本指針」を策定した。

2 資料（市会ホームページに掲載）

- ・ 京都市環境基本計画（2016～2025）
- ・ 京都市環境教育・学習基本指針

3 市会の動き

日 付	会議種別等	概 要
平成 28 年 2 月 9 日	暮らし環境委員会	京都市環境基本計画（改定案）に関する市民意見募集の実施結果及び計画（案）について理事者報告及び質疑応答
平成 28 年 3 月 1 日	本会議 代表質疑	京都市環境教育・学習基本指針について
平成 28 年 3 月 3 日	予算特別委員会	京都市環境教育・学習基本指針について質疑応答

平成 28 年 3 月 15 日	予算特別委員会	環境教育について質疑応答
平成 28 年 5 月 10 日	くらし環境委員会	京都市環境基本計画の進捗管理について 質疑応答
平成 28 年 12 月 20 日	くらし環境委員会	京都市環境教育・学習基本指針（素案）の 市民意見募集について理事者報告及び質 疑応答
平成 29 年 3 月 17 日	くらし環境委員会	京都市環境教育・学習基本指針（素案）市 民意見募集結果について理事者報告及び 質疑応答

第 6 文化庁の京都移転について

1 概要

我が国全体の課題である東京一極集中の是正と、日本の文化の振興のために、京都市会や経済界、そして宗教界、文化芸術関係者等、オール京都はもちろん、関西が一体となって文化庁の誘致を推進してきた。

平成 28 年 3 月 22 日付けの「政府関係機関移転基本方針」（まち・ひと・しごと創生本部決定）において文化庁の京都への全面的な移転が明記され、平成 28 年 4 月には、関係省庁に加え、京都市、京都府も参画した「文化庁移転協議会」が設置され、移転に向けた検討が進められた。

平成 28 年 12 月には、「文化庁の移転について」が取りまとめられ、本格移転の候補地 4 箇所・5 件が選考されるとともに、文化庁の先行移転となる「文化庁地域文化創生本部」の設置が決定され、平成 29 年 4 月から東山区の上下水道局旧東山営業所において業務を開始した。

2 資料（市会ホームページに掲載）

- ・ 政府関係機関移転基本方針（まち・ひと・しごと創生本部決定）
- ・ 文化庁の移転について（文化庁移転協議会）

3 市会の動き

日 付	会議種別等	概 要
平成 28 年 3 月 1 日	本会議 代表質疑	文化庁等の京都移転について
平成 28 年 3 月 9 日 平成 28 年 3 月 15 日	予算特別委員会	文化庁の京都移転について質疑応答
平成 28 年 5 月 9 日	経済総務委員会	文化庁の京都移転に向けた取組について理事者報告及び質疑応答
平成 28 年 5 月 26 日	予算特別委員会	文化庁の京都移転について質疑応答
平成 28 年 7 月 11 日	経済総務委員会	文化庁の京都移転に関連した実証実験の実施について理事者報告
平成 28 年 7 月 19 日	経済総務委員会 実地視察	京都芸術センターにて「文化庁の京都移転に関連した実証実験」の実地視察
平成 28 年 9 月 5 日	経済総務委員会	文化庁移転協議会（第 2 回）の開催結果について理事者報告
平成 28 年 9 月 29 日	本会議 代表質問	文化庁の京都移転に向けた本市の取組について
平成 28 年 10 月 6 日	決算特別委員会	文化庁の京都移転について質疑応答

平成 28 年 10 月 19 日	経済総務委員会	文化庁移転準備会議の設置について理事者報告
平成 28 年 11 月 14 日	経済総務委員会	文化庁の京都移転について質疑応答
平成 28 年 12 月 19 日	経済総務委員会	文化庁移転協議会（第 3 回）の開催結果について理事者報告
平成 29 年 1 月 10 日	経済総務委員会	文化庁の京都移転について質疑応答
平成 29 年 2 月 28 日	本会議 代表質疑	文化庁の京都移転について

第 7 北部山間地域への移住促進、地域活性化の取組等 について

1 概要

北部山間地域は、豊かな自然や歴史文化、温かい地域コミュニティ、さらには、都市部に近接し、便利な田舎暮らしができるなど、魅力があふれる地域である一方、人口減少や高齢化の進行に歯止めがかからず、地域活力の低下が懸念されている。

このため、平成 28 年度を「北部山間地域移住促進元年」と位置付け、超高速インターネットの整備促進をはじめ、「北部山間移住相談コーナー」の開設や国の「地域おこし協力隊」制度等を活用した「北部山間かがやき隊員」による地域活性化に取り組んだ。

また、「移住促進地域助成制度」を創設し、移住促進に向けた地域の取組に対して支援を行った。

さらに、京都市移住サポートセンター「住むなら京都」のホームページ内に『京の田舎暮らし』のコーナーを開設し、北部山間地域の魅力を発信すると共に、移住希望者が利用する「田舎暮らし体験住宅」を 2 軒開設し、移住を具体的に検討いただける環境を整備した。

こうした移住促進の取組による北部山間地域への人の流れを確かなものとするため、農林業支援や農産物の加工・販売も含めた 6 次産業化、農家民宿などの観光ビジネスの展開等による産業の活性化に取り組んだ。

そして、平成 29 年 4 月からは、「北部山間かがやき隊員」の活動地域を拡大するため、新たに 4 名を増員し 7 名体制とし、更なる北部山間地域の活性化に取り組むこととした。

2 資料（市会ホームページに掲載）

- ・ かがやき隊員募集案内
- ・ 北部山間地域への移住を促進するための取組について

3 市会の動き

日 付	会議種別等	概 要
平成 28 年 3 月 1 日	本会議 代表質疑	北部山間地域の振興について
平成 28 年 5 月 30 日	くらし環境委員会	・ 北部山間移住相談コーナーの開設について理事者報告 ・ 北部山間かがやき隊員について質疑応答
平成 28 年 11 月 30 日	本会議 代表質問	北部山間地域への移住促進について
平成 29 年 2 月 28 日	本会議 代表質疑	北部山間地域の活性化と移住促進について

第 8 京都市美術館再整備について

1 概要

創設 80 年以上の長きにわたり、我が国の文化芸術を牽引してきた京都市美術館を、将来にわたり、市民に愛され世界に誇れる美術館としていくため、平成 26 年 3 月に「京都市美術館将来構想」、平成 27 年 3 月に「京都市美術館再整備基本計画」を策定し、平成 28 年 6 月に「京都市美術館再整備工事基本設計」を取りまとめるなど、再整備に向けた取組を進めてきた。

また、京都市美術館再整備事業における事業費の一部をネーミングライツ契約により確保するため、京都市美術館ネーミングライツパートナー企業を平成 28 年 9 月に募集、平成 28 年 10 月に京セラ株式会社を契約候補事業者として選定し、平成 29 年 2 月に、リニューアルオープン日（平成 31 年度内）から 50 年間、通称は「京都市京セラ美術館」とし、そのネーミングライツの対価は総額 50 億円とする契約を締結した。

2 資料（市会ホームページに掲載）

- ・ 京都市美術館再整備基本計画
- ・ 京都市美術館再整備工事基本設計

3 市会の動き

日 付	会議種別等	概 要
平成 28 年 3 月 17 日	くらし環境委員会	京都市美術館再整備に係る基本設計案について理事者報告及び質疑応答
平成 28 年 6 月 14 日	くらし環境委員会	京都市美術館再整備工事に係る基本設計について理事者報告及び質疑応答
平成 28 年 7 月 19 日	議案・審議結果	請願第 20 号「美術館再整備工事に係る代替施設の確保等」について全会一致で採択
平成 28 年 8 月 9 日	くらし環境委員会	京都市美術館ネーミングライツパートナー企業の募集について理事者報告及び質疑応答
平成 28 年 9 月 29 日	本会議 代表質問	京都市美術館再整備事業及びネーミングライツ導入について
平成 28 年 10 月 12 日 平成 28 年 10 月 17 日	決算特別委員会	京都市美術館へのネーミングライツ導入及び再整備事業について質疑応答
平成 28 年 10 月 20 日	くらし環境委員会	京都市美術館再整備事業について理事者報告及び質疑応答
平成 28 年 10 月 26 日	議案・審議結果	京都市美術館の再整備に関する決議を全会一致で可決

平成 28 年 11 月 15 日	くらし環境委員会	京都市美術館へのネーミングライツ導入について質疑応答
平成 28 年 12 月 2 日 平成 28 年 12 月 20 日 平成 29 年 1 月 24 日	くらし環境委員会	京都市美術館再整備事業について質疑応答
平成 29 年 2 月 7 日	くらし環境委員会	京都市美術館再整備事業及びネーミングライツ導入について理事者報告及び質疑応答
平成 29 年 3 月 17 日	くらし環境委員会	京都市美術館再整備事業について質疑応答
平成 29 年 3 月 24 日	議案・審議結果	京都市美術館再整備工事請負契約の締結について多数により可決

4 決議

平成 28 年 10 月 26 日 京都市美術館の再整備に関する決議

京都市美術館は、昭和天皇の即位を記念する大礼記念京都美術館として、多くの市民の皆様のご浄財でスタートした歴史ある美術館である。

現在、京都市美術館の再整備が進められているが、その財源として約 100 億円の予算の半額を 50 年間 50 億円の命名権（ネーミングライツ）で確保するとの案が示され、先日、企業の応募があり決定された。しかしながら、その過程において、歴史ある美術館に民間企業名を付けることに対する危惧や、命名権の制度に対する議会の関与が不足しているなど、十分な議論を求める声もあった。京都市は制度の改善は約束したものの、美術館再整備工事請負契約に関しては、11 月議会に提案するために制度見直しの時間はないとし、そのまま決定されたものである。

一方、過日に行われた工事の入札では、当初の総事業費を 30 億円も上回る金額で 1 者が入札に応じたのみで、その後の協議も不調に終わり、再度設計等を見直し入札する方針が示された。これは、設計変更はしない、11 月議会には必ず間に合わせるといった、議会に対する説明と大きく相違するものであり、その見通しの甘さが明らかとなった。

よって京都市においては、今までの経過を反省するとともに、今後は議会と十分な議論を行い、市民の信頼を回復し、美術館再整備を進めることを求める。

第 9 京都市民泊施設実態調査の実施と京都市宿泊施設拡充・誘致方針の策定について

1 概要

本市においては、好調なインバウンドをはじめとして年間 5000 万人を大きく超える観光客が訪れるなど、増大する宿泊需要に対し、宿泊施設の不足が生じている。

そのため、本市では宿泊客と周辺住民の安心・安全の確保を前提として、周辺住民の生活環境と調和した多様で魅力ある宿泊施設の拡充に向け、これまでから、適切な運営を条件として、京町家の一棟貸しについて玄関帳場の設置義務を免除するような特例措置を平成 24 年の条例改正により設けるなど、宿泊施設の拡充に取り組んできた。

一方で、インターネット等を介して空き家や集合住宅の空き室などを、有料で宿泊客に提供する、いわゆる「民泊」が急増しており、これらは旅館業法等の関係法令に基づく許可を得ていないと推測される施設も多く見受けられ、騒音やごみ捨てなど、宿泊客のマナー問題などが生じている事例もある。

このような問題に対応するため、本市では、関係法令に基づき、京都府警とも連携しつつ、強力に指導を進めるとともに、ホームページ等において本市の「民泊」に対する考え方を明示し、平成 28 年 5 月に「京都市民泊施設実態調査」の結果を取りまとめた。

さらに、本市では、「観光立国・日本を牽引する質の高い宿泊観光」を目指して、世界が憧れる観光都市の実現はもとより、市民の皆様にとって「住んでいてよかった」と実感していただけるまちの実現に向けた取組を進めてきた。今後、更に市内宿泊客の増加が見込まれることから、京都市として宿泊施設の拡充及び誘致並びに「民泊」に関する総合的な考え方や今後の施策の方向性をまとめた「京都市宿泊施設拡充・誘致方針」を平成 28 年 10 月に策定した。

この方針は、良質な旅館・ホテルの拡充・誘致や「民泊」に関する総合的な考え方及び「京都らしいおもてなし」を体験できる旅館の魅力発信と利用促進、担い手育成支援等のハード・ソフト両面での施策をまとめたものである。

2 資料（市会ホームページに掲載）

- ・ 京都市民泊施設実態調査について
- ・ 京都市宿泊施設拡充・誘致方針

3 市会の動き

日 付	会議種別等	概 要
平成 28 年 1 月 18 日	経済総務委員会	京都市民泊施設実態調査の中間報告について（速報）理事者報告及び質疑応答

平成 28 年 3 月 1 日	本会議 代表質疑	民泊を活用した宿泊環境の整備について
平成 28 年 3 月 3 日 平成 28 年 3 月 10 日	予算特別委員会	宿泊施設拡充・誘致について質疑応答
平成 28 年 5 月 9 日	経済総務委員会	京都市民泊施設実態調査について理事者報告及び質疑応答
平成 28 年 5 月 25 日	本会議 代表質問	・民泊における全国に先駆けた新たなルール作りについて ・京都市民泊施設実態調査結果を踏まえた民泊への取組について
平成 28 年 9 月 5 日	経済総務委員会	京都市宿泊施設拡充・誘致方針（仮称）素案について理事者報告
平成 28 年 9 月 29 日	本会議 代表質問	民泊への対策について
平成 28 年 9 月 30 日	本会議 代表質問	・民泊への対策について ・京都市宿泊施設拡充・誘致方針素案について
平成 28 年 10 月 4 日 平成 28 年 10 月 7 日	決算特別委員会	京都市宿泊施設拡充・誘致方針素案について質疑応答
平成 28 年 10 月 19 日	経済総務委員会	京都市宿泊施設拡充・誘致方針（仮称）素案に対する市民意見募集の結果について理事者報告及び質疑応答
平成 28 年 11 月 30 日	本会議 代表質問	京都市宿泊施設拡充・誘致方針について
平成 29 年 2 月 28 日	本会議 代表質疑	宿泊施設拡充・誘致方針について
平成 29 年 3 月 2 日 平成 29 年 3 月 6 日 平成 29 年 3 月 7 日 平成 29 年 3 月 9 日	予算特別委員会	民泊への対策について質疑応答
平成 29 年 3 月 16 日	経済総務委員会	民泊への対策について質疑応答

第 10 京都市手話言語条例制定と条例施行後の取組について

1 概要

手話とは、音声ではなく手や指、体などの動きや顔の表情を使う独自の語彙や文法体系を持つ言語であり、国際的にも、平成 18 年に国連で採択された「障害者権利条約」において、「手話は言語である」と明記されている。

世界で手話が言語であると位置づけられた今、国際観光都市であり、世界文化自由都市宣言を掲げ、手話発祥の地とされる本市は、手話に対する理解の促進に努め、手話を日常的に使用できる環境を整えることにより、手話が、市民や観光旅行者を含む全ての人の心をつなぎ、相互に人格と個性を尊重することができる豊かな共生社会を実現することを目指して、京都市手話言語条例（仮称）制定プロジェクトチーム会議主導のもと、市議員全員の提案により、平成 28 年 3 月に、「京都市手話言語がつなぐ心豊かな共生社会を目指す条例」（手話言語条例）を制定し、同年 4 月 1 日に施行した。

施行後の取組としては、京都市、京都市会及び京都市聴覚障害者協会の三者共催により、「条例制定記念キックオフイベント」（平成 28 年 6 月 18 日）を開催した。また、各区のふれあいまつり等、様々な機会を通じて、手話に触れていただける取組をきめ細かく実施した。

また、本条例第 7 条及び第 8 条に基づく、今後の手話に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための「推進方針」の策定に向け、当事者や手話関係者から意見を聴取するために、平成 28 年 9 月、11 月及び平成 29 年 3 月に「京都市手話言語条例推進方針等に係る懇話会」を開催し、懇話会における議論を踏まえ、平成 29 年 3 月に「京都市手話言語がつなぐ心豊かな共生社会を目指す条例に基づく手話に関する施策の推進方針」を策定した。

2 資料(市会ホームページに掲載)

- ・ 京都市手話言語がつなぐ心豊かな共生社会を目指す条例
- ・ リーフレット「京都市手話言語がつなぐ心豊かな共生社会を目指す条例ができました ～手話は言語です～」
- ・ 京都市手話言語がつなぐ心豊かな共生社会を目指す条例に基づく手話に関する施策の推進方針
- ・ 意見募集パンフレット「京都市手話がつなぐ豊かな共生社会を目指す条例（案）について、御意見を募集します」

3 市会の動き

日付	会議種別等	概要
平成 28 年 3 月 25 日	議案・審議結果	京都市手話言語がつなぐ心豊かな共生社会を目指す条例を全会一致で可決
平成 28 年 5 月 11 日	教育福祉委員会	手話言語条例施行に伴う平成 28 年度の取組について理事者報告及び質疑応答

平成 28 年 8 月 24 日	教育福祉委員会	手話言語条例施行後の取組状況について 質疑応答
平成 28 年 9 月 29 日	本会議 代表質問	手話言語条例制定後の取組状況について
平成 29 年 3 月 16 日	教育福祉委員会	手話言語条例に係る施策の推進方針案に ついて理事者報告及び質疑応答

4 京都市手話言語条例（仮称）制定プロジェクトチーム会議の取組

日 付	概 要
平成 27 年 12 月 11 日	全会派の代表による京都市手話言語条例（仮称）制定プロジェクトチームを設置（以後、計 9 回会議を開催）。市議員全員の共同提案による 2 月市会での制定を目指すことを確認する。
平成 27 年 12 月 24 日	京都市聴覚障害者協会からの意見聴取を行う
平成 28 年 1 月 20 日	プロジェクトチーム会議において、条例素案を取りまとめ。京都市聴覚障害者協会と懇談。
平成 28 年 1 月 22 日 ～2 月 22 日	意見募集を実施（政策条例に関するものとしては京都市初の取組）。608 名の方・団体から 1,706 件の御意見が提出される。
平成 28 年 3 月 17 日	市民意見募集結果を公表する
平成 28 年 3 月 25 日	条例制定に係る議案を市議員全員により共同提案、可決、成立。 ※ 一部手話を使用して提案説明を行うとともに、提案者の隣に手話通訳者を配置する（ともに京都市会初の取組）。

第 11 子ども若者はぐくみ局の創設及び区役所・支所の組織再編について

1 概要

本市では、平成 19 年に制定した「子どもを共に育む京都市民憲章」や、平成 23 年に施行した「子どもを共に育む京都市民憲章の実践の推進に関する条例」に基づき、子どもを市民ぐるみ・地域ぐるみで育むまちづくりを進めてきた。こうした取組を礎に、本市ならではの子育てと人づくりの伝統を活かすとともに、子どもの成長段階に応じた切れ目のないきめ細やかな取組を推進し、子どもや若者に関わるあらゆる行政施策を融合し、総合的に担うために、平成 28 年 11 月に「京都市事務分掌条例の一部を改正する条例」を可決し、平成 29 年 4 月に「子ども若者はぐくみ局」を設置することとした。

「子ども若者はぐくみ局」の設置により、地域と行政とが一体となり、京都に息づく、子どもを地域や社会の宝として大切に育む生活文化をはぐくみ文化として創造し、発信していく。

また、区役所・支所においては、平成 29 年 5 月に福祉事務所と保健センターの垣根を取りはずした「保健福祉センター」を設置するとともに、市民に分かりやすい窓口となるよう、子どもをはじめ、分野ごとに 6 つの窓口にも再編することとした。

なお、子どもはぐくみ室の窓口においては、子育てに関する様々な相談に対してワンストップで対応するとともに、施策の案内や専門機関等へのつなぎ等を的確に行うことができる職員を「子育て支援コンシェルジュ」として育成し、質の高いサービスの提供を行っていく。

2 資料（市会ホームページに掲載）

- ・ 京都市事務分掌条例の一部を改正する条例
- ・ 子ども若者はぐくみ局の設置に伴う関係条例の整備等に関する条例

3 市会の動き

日 付	会議種別等	概 要
平成 28 年 6 月 8 日	教育福祉委員会	子どもはぐくみ局（仮称）の創設に係る検討状況について質疑応答
平成 28 年 9 月 7 日	教育福祉委員会	子ども若者はぐくみ局（仮称）の創設等に係る検討状況について理事者報告及び質疑応答
平成 28 年 9 月 29 日	本会議 代表質問	子ども若者はぐくみ局（仮称）の創設について

平成 28 年 10 月 5 日	決算特別委員会	子ども若者はぐくみ局（仮称）の創設について質疑応答
平成 28 年 10 月 17 日 平成 28 年 10 月 18 日	決算特別委員会	子ども若者はぐくみ局（仮称）の創設及び保健センターと福祉事務所の再編について質疑応答
平成 28 年 11 月 9 日	教育福祉委員会	・子ども若者はぐくみ局（仮称）の創設に係る所管業務等の検討について理事者報告及び質疑応答 ・違法な「民泊」の適正化等に向けた衛生課業務等の集約について
平成 28 年 11 月 30 日	本会議 代表質問	子ども若者はぐくみ局（仮称）の設置に伴う区役所・支所の体制等について
平成 28 年 12 月 1 日	予算特別委員会	・子ども若者はぐくみ局（仮称）の設置に伴う区役所・支所の体制について質疑応答 ・子ども若者はぐくみ局（仮称）の設置に向けた取組について質疑応答
平成 28 年 12 月 2 日	教育福祉委員会	子ども若者はぐくみ局創設後の区役所・支所及び集約部門（医療衛生部門）の業務体系について理事者報告及び質疑応答
平成 28 年 12 月 9 日	議案・審議結果	京都市事務分掌条例の一部を改正する条例を多数により可決
平成 29 年 1 月 25 日	教育福祉委員会	保健福祉センターの組織並びに事業の充実及び見直し等の検討状況について理事者報告及び質疑応答
平成 29 年 2 月 8 日	教育福祉委員会	組織再編に伴う区役所のレイアウトについて質疑応答
平成 29 年 2 月 28 日	本会議 代表質疑	子ども若者はぐくみ局の創設及び区役所・支所の窓口再編について
平成 29 年 3 月 15 日	予算特別委員会	子ども若者はぐくみ局の創設について質疑応答
平成 29 年 3 月 24 日	議案・審議結果	子ども若者はぐくみ局の設置に伴う関係条例の整備等に関する条例を多数により可決

第 12 貧困家庭の子ども・青少年対策に関する実施計画の策定について

1 概要

本市では、貧困家庭の子どもや青少年に対する支援を推進するため、庁内に設置した「貧困家庭の子ども・青少年対策プロジェクトチーム」を中心に議論を進めるとともに、平成 28 年 8 月から 11 月にかけて、京都市子どもの生活状況等に関する調査及び子育てや青少年支援の関係団体・施設等へのヒアリング調査の実施により、貧困家庭の子ども等の実態把握に取り組んできた。

こうした実態把握を踏まえ、平成 29 年 3 月に、必要な支援策等を掲げた「京都市貧困家庭の子ども・青少年対策に関する実施計画」を策定した。

この計画は、平成 23 年 3 月に策定した「はばたけ未来へ！京都市ユースアクションプラン」、平成 27 年 1 月に策定した「京都市未来こどもはぐくみプラン」を補足し、「子ども等の貧困」の観点から必要な施策をとりまとめた実施計画として策定したものである。

2 資料(市会ホームページに掲載)

- ・ 京都市貧困家庭の子ども・青少年対策に関する実施計画
- ・ 京都市子どもの生活状況に関する調査結果報告書
- ・ 貧困家庭の子ども等に係る実態把握のための関係団体及び施設等へのヒアリング調査実施報告書

3 市会の動き

日 付	会議種別等	概 要
平成 28 年 5 月 11 日	教育福祉委員会	貧困家庭の子ども・青少年対策プロジェクトチーム会議の設置について理事者報告及び質疑応答
平成 28 年 5 月 26 日	予算特別委員会	貧困家庭の子ども等に係る実態調査について質疑応答
平成 28 年 5 月 27 日 平成 28 年 7 月 14 日	教育福祉委員会	貧困家庭の子ども等に係る実態把握について理事者報告及び質疑応答
平成 28 年 9 月 29 日 平成 28 年 9 月 30 日	本会議 代表質問	子どもの貧困対策について
平成 28 年 11 月 9 日	教育福祉委員会	貧困家庭の子ども等に係るアンケート調査結果(速報)について理事者報告及び質疑応答

平成 28 年 12 月 21 日	教育福祉委員会	「京都市貧困家庭の子ども・青少年対策に関する実施計画（骨子）」（案）について理事者報告及び質疑応答
平成 29 年 2 月 8 日	教育福祉委員会	貧困家庭の子どもに係る実態把握のための関係団体及び施設等へのヒアリング調査結果報告について質疑応答
平成 29 年 2 月 28 日 平成 29 年 3 月 1 日	本会議 代表質疑	子どもの貧困対策について
平成 29 年 3 月 6 日 平成 29 年 3 月 7 日	予算特別委員会	貧困家庭に対する子育て支援について質疑応答
平成 29 年 3 月 14 日	予算特別委員会	子どもの貧困について質疑応答
平成 29 年 3 月 16 日	教育福祉委員会	「京都市貧困家庭の子ども・青少年対策に関する実施計画」（案）について理事者報告及び質疑応答

第 13 京都駅八条口（南口）駅前広場整備事業について

1 概要

本市では、人と公共交通優先の「歩くまち・京都」の実現に向けて、「歩くまち・京都の玄関口」、「京都の顔」、「まちの賑わい」を3つの基本方針として、快適な歩行空間の創出や公共交通の乗継利便性の向上など、誰もが安全で快適に歩きやすい歩行者空間の創出を目指し、平成 23 年 3 月に基本方針や施設配置をまとめた「京都駅南口駅前広場整備計画」を策定した。この整備計画を踏まえ、平成 26 年 11 月に駅前広場工事に着手し、平成 28 年 3 月には、駅前広場の核となる拠点広場「みやこ夢てらす」及び送迎ゾーン等の整備が完了した。その後も、サンクンガーデンや貸切バス乗降場等の整備を進め、平成 28 年 12 月に工事が完成し、グランドオープンした。

2 資料（市会ホームページに掲載）

- ・ 京都駅八条口駅前広場整備事業の完成について
- ・ 事業に係るパンフレット
- ・ 京都駅八条口完成記念パンフレット

3 市会の動き

日 付	会議種別等	概 要
平成 27 年 12 月 11 日	議案・審議結果	京都駅南口駅前広場整備工事（道路改築工事）請負契約の締結について全会一致で可決
平成 28 年 1 月 21 日	まちづくり委員会	京都駅南口駅前広場におけるタクシーショットガンの運用について理事者報告及び質疑応答
平成 28 年 2 月 12 日	まちづくり委員会	京都駅南口駅前広場整備事業の整備内容及び進捗状況について理事者報告
平成 28 年 6 月 9 日	まちづくり委員会	八条口駅前広場整備事業について質疑応答
平成 28 年 10 月 26 日	議案・審議結果	京都駅南口駅前広場整備工事（道路改築工事）請負契約の変更について全会一致で可決
平成 29 年 1 月 12 日	まちづくり委員会	八条口駅前広場整備後の状況について質疑応答
平成 29 年 3 月 1 日	議案・審議結果	京都駅南口駅前広場整備工事（道路改築工事）請負契約の変更について全会一致で可決

第 14 京都市自転車走行環境整備ガイドラインの策定 及び自転車保険加入の義務化について

1 概要

本市では、自転車走行環境の「みえる化」をはじめとする総合的な自転車政策を進めるため、平成 27 年 3 月に「京都・新自転車計画」を策定した。また、国土交通省・警察庁において、平成 28 年 7 月に「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」の改定版が策定された。これらに基づき、自転車が安全に走行できる環境を整備するため、平成 28 年 10 月に、誰もが分かりやすい京都版の統一的な整備マニュアルとなる「京都市自転車走行環境整備ガイドライン」を策定し、車道の左側における自転車の走行環境の整備を進めている。

また、本市では、自転車の安全利用に向けルール・マナーの周知徹底を図ることと同時に、被害者救済と加害者の経済的負担軽減を目的として、平成 29 年 3 月に、京都市自転車安心安全条例を改正し、自転車保険の加入を義務化した。

2 資料（市会ホームページに掲載）

- ・ 京都市自転車走行環境整備ガイドライン
- ・ 京都市自転車安心安全条例の一部を改正する条例

3 市会の動き

日 付	会議種別等	概 要
平成 28 年 3 月 4 日	予算特別委員会	自転車向け保険加入の義務化について質疑応答
平成 28 年 3 月 16 日	予算特別委員会	自転車政策における保険の在り方について質疑応答
平成 28 年 8 月 12 日	まちづくり委員会	京都市自転車走行環境整備ガイドライン（案）について理事者報告及び質疑応答
平成 28 年 10 月 11 日	決算特別委員会	京都市自転車走行環境整備ガイドラインについて質疑応答
平成 28 年 10 月 20 日	まちづくり委員会	自転車向け保険加入の義務化に関するパブリックコメント実施について理事者報告及び質疑応答
平成 29 年 1 月 26 日	まちづくり委員会	自転車向け保険加入の義務化について質疑応答
平成 29 年 3 月 24 日	議案・審議結果	京都市自転車安心安全条例の一部を改正する条例を全会一致で可決

第 15 交通事業における増収増客に向けた取組について

1 概要

交通事業では、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（財政健全化法）に基づき平成 22 年 3 月に市会の議決を経て策定した「京都市高速鉄道事業経営健全化計画」と、平成 24 年 11 月に策定した「市バス・地下鉄中期経営方針」（取組期間：平成 24 年度～平成 27 年度）に基づき、事業を進めた。平成 28 年 8 月には、平成 28 年度から 31 年度までの 4 年間を取組期間とする新たな「市バス・地下鉄中期経営方針」を策定し、地下鉄事業の経営改善、市バス事業の自立経営の堅持により、将来にわたって「市民の足」としての役割を果たしていくことを基本方針として、駅ナカビジネスをはじめとする積極的な増収・増客策の推進、また、路線・ダイヤや IC サービスの充実等による利便性の向上やお客サービスサービスの向上に取り組んできた。

その結果、平成 27 年度決算において、地下鉄事業では、1 日当たりの旅客数は、前年度比 1 万 3 千人増の 37 万 2 千人となり、経常損益は 8 億円の黒字で、前年度に比べ 17 億円収支が改善し、開業年度以来の経常損益の黒字を達成するとともに、現金収支は、過去最大の 98 億円の黒字となり、前年度よりも 17 億円黒字が拡大するなど、経営健全化計画を大きく上回るペースで収支改善が進んだ。

市バス事業においては、1 日当たりの旅客数は、前年度比 1 万 2 千人増の 35 万 3 千人と、大幅な増加を実現し、経常損益は、前年度並みの 24 億円の経常黒字とし、平成 15 年度以降連続して黒字を確保した。これにより、34 億円の利益剰余金が生じるとともに、一般会計からの任意補助金に頼らない「自立した経営」を引き続き堅持した。

2 資料（市会ホームページに掲載）

- ・京都市地下鉄若手職員増客チーム×京都伊勢丹“太秦萌の「地下鉄に乗って、京のお店を巡るっ」”の実施について
- ・「Kotochika 四条」・「Kotochika 山科」に新店舗が同日オープンします！
- ・～地下鉄開業 35 周年・国立京都国際会館 50 周年記念祭～「地下鉄に乗って国際会館に行くっ！」の開催について
- ・京都市営地下鉄開業 35 周年記念沿線 6 ホテル共同イベント「地下鉄で行くっ ホテルでランチ」の実施について
- ・京都市交通局市バス・地下鉄中期経営方針の策定について
- ・京都市バス方向幕タオル（実寸大）、京都市バス「チョロ Q」を発売します！
- ・均一運賃区間の拡大及び IC カードによる利便性向上策の開始について
- ・「Kotochika 京都」南エリアに新たに 5 店舗を開業！併せて、京都駅構内トイレのリニューアルなど快適性も大幅アップ！
- ・京都市交通局における ICOCA 定期券及び ICOCA の発売について

3 市会の動き

日 付	会議種別等	概 要
平成 28 年 3 月 1 日	本会議 代表質疑	今後の市バス・地下鉄事業について
平成 28 年 3 月 2 日	本会議 代表質疑	市バス・地下鉄事業の経営姿勢について
平成 28 年 3 月 4 日 平成 28 年 3 月 7 日 平成 28 年 3 月 15 日 平成 28 年 3 月 16 日	予算特別委員会	市バス・地下鉄事業の経営及び増収増客についての質疑応答
平成 28 年 3 月 18 日	交通水道消防委員会	地下鉄 5 万人増客に向けた今後の取組について質疑応答
平成 28 年 6 月 16 日	交通水道消防委員会	「Kotochika 京都」及び「Kotochika 北大路」の整備計画について理事者報告及び質疑応答
平成 28 年 8 月 26 日	交通水道消防委員会	京都市交通局市バス・地下鉄中期経営方針(案)の策定について理事者報告及び質疑応答
平成 28 年 9 月 29 日	本会議 代表質問	市バス・地下鉄における IC カードの活用について
平成 28 年 10 月 5 日 平成 28 年 10 月 6 日 平成 28 年 10 月 17 日 平成 28 年 10 月 18 日	決算特別委員会	市バス・地下鉄事業の経営及び増収増客についての質疑応答
平成 28 年 10 月 20 日	交通水道消防委員会	スマートフォン・タブレット用 HP「京都市バス・地下鉄ガイド」の開設について理事者報告及び質疑応答
平成 29 年 1 月 27 日	交通水道消防委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 29 年 3 月実施の市バス新ダイヤについて理事者報告及び質疑応答 ・Kotochica 京都の増床開業及び駅施設の整備について理事者報告及び質疑応答 ・地下鉄車両における案内表示の充実について理事者報告及び質疑応答
平成 29 年 2 月 10 日	交通水道消防委員会	ICOCA 定期券及び IC カードによる乗継割引をはじめとした新たなサービスの実施について理事者報告及び質疑応答
平成 29 年 3 月 3 日 平成 29 年 3 月 6 日 平成 29 年 3 月 14 日 平成 29 年 3 月 15 日	予算特別委員会	市バス・地下鉄事業の経営及び増収増客についての質疑応答

4 付帯決議

平成 29 年 3 月 24 日

議第 16 号 平成 29 年度京都市自動車運送事業特別会計予算

議第 17 号 平成 29 年度京都市高速鉄道事業特別会計予算

- 1 市バスの混雑緩和に向けた「前乗り後降り」方式の実証実験を行うとのことであるが、より利便性を高めるには均一運賃区間の拡大が急がれる。よって、民間バス事業者とも丁寧な議論を行い全力で取り組むこと。
- 2 市バスの一乗車券カードの価格適正化及び、京都観光一乗車券等の値下げの検討については、慎重な議論を尽くし、市民に丁寧な説明を行い、市民の利便性を高めるとともに、市バスの混雑緩和と地下鉄への利用誘導という目的の達成につながるよう取り組むこと。

第 16 山間地域における上下水道事業の水道事業・公共下水道事業への統合及び水道施設維持負担金制度の創設について

1 概要

山間地域における上下水道事業を将来にわたり安定的に運営するため、経営基盤の強化を図ることを目的として、山間地域で実施してきた「地域水道事業」及び「特定環境保全公共下水道事業」を平成 29 年 4 月 1 日に「水道事業」及び「公共下水道事業」に統合した。

また、将来にわたって水道施設を維持していくことができるよう、水道水と地下水等を混合して利用する「地下水等利用専用水道」の使用者の負担の適正化を図り、一般の水道使用者との間における負担の公平性を確保することを目的とした「水道施設維持負担金制度」を創設するため、平成 29 年 3 月に「京都市水道事業条例」を改正した。（平成 29 年 10 月一部施行，平成 30 年 4 月全部施行）

2 資料（市会ホームページに掲載）

- ・ 山間地域における上下水道事業を水道事業及び公共下水道事業に統合するための関係条例の整備に関する条例
- ・ 京都市水道事業条例の一部を改正する条例

3 市会の動き

山間地域における上下水道事業の水道事業・公共下水道事業への統合

日 付	会議種別等	概 要
平成 28 年 5 月 30 日	交通水道消防委員会	山間地域の上下水道事業の水道事業・公共下水道事業への統合について理事者報告及び質疑応答
平成 28 年 10 月 20 日	交通水道消防委員会	山間地域における上下水道事業を水道事業及び公共下水道事業に統合するための関係条例の整備に関する条例案について理事者報告及び質疑応答
平成 28 年 10 月 26 日	議案・審議結果	山間地域における上下水道事業を水道事業及び公共下水道事業に統合するための関係条例の整備に関する条例を全会一致で可決

水道施設維持負担金制度の創設

日 付	会議種別等	概 要
平成 28 年 9 月 9 日	交通水道消防委員会	水道施設維持負担金制度（仮称）の創設に関する市民意見募集等について理事者報告及び質疑応答
平成 28 年 10 月 11 日	決算特別委員会	水道維持施設負担金制度（仮称）に係る市民意見募集等について質疑応答
平成 28 年 12 月 22 日	交通水道消防委員会	水道施設維持負担金制度（仮称）の創設に関する京都市水道事業条例の改正案について理事者報告及び質疑応答
平成 29 年 3 月 24 日	議案・審議結果	京都市水道事業条例の一部を改正する条例を全会一致で可決

第 17 消防署所の整備と消防体制の再編について

1 概要

本市の救急出動件数は、平成 27 年は 83,000 件を超え、過去 10 年間で約 1 万件増加した。救急需要が増加する中、救急車の適正利用を啓発するとともに、新消防指令システムの導入や救急隊を増隊することにより、全国平均の 8 分 30 秒台に対して、平均で 6 分 30 秒台の現場到着時間を維持してきた。

増加する救急需要や集団救急事故への対応をより一層強化するため、平成 28 年 10 月 1 日から、四条消防出張所を移転し、高規格救急車と高度救急救護車を配置する救急隊専用の消防出張所として、京都市立病院消防出張所を開所するとともに、右京消防署梅津消防出張所に市内 31 隊目となる救急隊を増隊した。

また、昭和 45 年に竣工し、狭あい老朽化が著しい室町消防出張所の建替え整備については、平成 28 年 9 月に着工し、平成 29 年度中の完成を予定しており、北消防署についても、大宮交通公園の敷地の一部への移転整備に向け協議を進めた。

2 資料（市会ホームページに掲載）

- ・ 京都市立病院消防出張所及び梅津救急隊の運用開始について

3 市会の動き

日 付	会議種別等	概 要
平成 28 年 3 月 1 日	本会議 代表質疑	北消防署の移転整備について
平成 28 年 3 月 3 日	予算特別委員会	大宮消防出張所廃止、室町消防出張所整備及び北消防署移転整備について質疑応答
平成 28 年 3 月 4 日	予算特別委員会	北消防署移転整備について質疑応答
平成 28 年 3 月 15 日	予算特別委員会	大宮消防出張所廃止、北消防署移転整備について質疑応答
平成 28 年 8 月 12 日	交通水道消防委員会	北消防署の移転について理事者報告及び質疑応答
平成 28 年 10 月 4 日	決算特別委員会	大宮消防出張所廃止、室町消防出張所整備、京都市立病院出張所運用開始について質疑応答
平成 28 年 10 月 11 日 平成 28 年 10 月 18 日	決算特別委員会	北消防署移転整備について質疑応答
平成 29 年 2 月 23 日	予算特別委員会	北消防署移転、室町消防出張所整備について質疑応答

4 付帯決議

平成 28 年 3 月 25 日

議第 1 号 平成 28 年度京都市一般会計予算

室町消防出張所整備については、完成後に大宮消防出張所が廃止されることが明らかになったが、その廃止に当たっては、地元に対して地域の消防警備体制等に関し十分な説明を行うとともに、跡地の活用については防災拠点としての利用など地元の意見を聴いたうえで決めること。

資 料

第1 平成28年度 市会本

本会議、市会運営									
	1月	2月	3月	1~3月 小計	4月	5月	6月	7月	8月
本会議	0	1	3	4	1	3	1	1	0
市会運営委員会	0	5	5	10	2	6	3	2	0
常任委員会（討論）									
経済総務委員会※1	1	1	3	5	0	2	3	2	1
くらし環境委員会※2	1	1	3	5	0	2	2	2	1
教育福祉委員会	2	1	3	6	0	2	3	2	1
まちづくり委員会	1	1	3	5	0	2	3	2	1
交通水道消防委員会※3	2	1	3	6	0	2	2	1	2
計	7	5	15	—	0	10	13	9	6
予算・決算特別委員									
予算特別委員会	0	8	20	28	0	8	1	0	0
決算特別委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	0	8	20	—	0	8	1	0	0
その									
市会改革推進委員会	1	1	1	3	0	1	1	1	1

※1 平成29年3月24日～総務消防委員会

※2 平成29年3月24日～文化環境委員会

※3 平成29年3月24日～産業交通水道委員会

※4 ①は平成28年1月～3月の回数②は平成28年度の回数を集計したもの。

会議・常任委員会等開会数一覧

委員会等								
9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	28年度計	備考(内数)※4
4	1	3	1	0	2	3	20	
4	3	3	3	0	5	7	38	理事会①4回②15回
結了等含む)								
1	2	1	3	2	1	3	21	実地視察①0回②1回
1	2	1	3	2	1	2	19	実地視察①0回②2回
1	2	1	3	1	1	3	20	実地視察①1回②2回
1	2	1	3	2	3	3	23	実地視察①0回②1回
1	2	1	3	1	1	2	18	実地視察①0回②2回
5	10	5	15	8	7	13	101	
会(討論結了等含む)								
6	0	4	4	0	8	20	51	第1小委員会 ①0回④4回
								第2小委員会 ①0回②5回
								第1分科会 ①8回②10回
								第2分科会 ①7回②9回
								第3分科会 ①7回②9回
4	20	0	0	0	0	0	24	第1分科会 ①0回②7回
								第2分科会 ①0回②6回
								第3分科会 ①0回②6回
10	20	4	4	0	8	20	75	
他								
1	0	1	0	1	1	2	10	

第2 平成28年度 請願等受理及び処理件数一覧

区 分 委員会別		請 願									陳情 受理 件数	
		受 理 件 数			処 理 件 数					継 続		
		繰越し	新	計	採択	不採択	審議未了	取下げ	計			
27年度	経済総務	2	0	2	1	0	0	1	2	0	2	
	1/1	くらし環境	0	2	2	0	1	0	0	1	1	1
	5	教育福祉	7	2	9	0	2	7	0	9	0	2
	3/25	まちづくり	6	2	8	2	0	0	5	7	1	2
		交通水道消防	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		平成28年 1月～3月 小 計	15	6	21	3	3	7	6	19	2	7
28年度	経済総務	0	1	1	0	0	1	0	1	0	13	
	4/26	くらし環境	1	4	5	1	2	0	2	5	0	12
	5	教育福祉	0	6	6	2	4	0	0	6	0	4
	3/24	まちづくり	1	2	3	0	3	0	0	3	0	6
		交通水道消防	0	1	1	0	1	0	0	1	0	2
		平成28年度 計	2	14	16	3	10	1	2	16	0	37

第3 平成28年度 市会本会議における議案審議件数一覧

会 期	区 分	議員提出議案				市長提出議案					合 計
		条 例	意 決 見 書 議	そ の 他	小 計	条 例	予 算	決 算	そ の 他	小 計	
定例会 (2月市会)	2/24 ~3/25	2	5	0	7	43	34	0	122	199	206
審議結果	可決 ^{※1}	2	4	0	6	43	34	0	122	199	205
	認定 ^{※2}	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	修 正	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	継 続	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	否 決	0	1	0	1	0	0	0	0	0	1
	撤 回	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
定例会 (4月開会市会)	4/26	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
定例会 (5月市会)	5/20 ~6/3	0	7	0	7	5	3	0	31	39	46
定例会 (7月特別市会)	7/19	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
定例会 (9月市会)	9/21 ~10/26	0	15	0	15	10	1	21	52	84	99
定例会 (11月市会)	11/25 ~12/9	0	5	0	5	12	7	0	49	68	73
定例会 (29年2月市会)	2/22 ~3/24	2	8	0	10	28	24	0	34	86	96
28年度合計		2	35	0	37	55	35	21	166	277	314
審議結果	可決 ^{※1}	2	20	0	22	54	34	0	166	254	276
	認定 ^{※2}	0	0	0	0	0	0	21	0	21	21
	修 正	0	0	0	0	1	1	0	0	2	2
	継 続	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	否 決	0	15	0	15	0	0	0	0	0	15
	撤 回	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

注 原案に対する修正案が提出されたが否決され、原案が可決された場合は、原案のみ件数に数えている。

(修正案は件数に含めていない。)

※1 同意又は可と認める場合を含む。

※2 承認を含む。

第4 平成28年度 月別・

分類	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
00 総記								3
10 哲学	4	1		1	1		1	
20 歴史・地理	2	1	3	1			1	1
3 社 会 科 学	0 総記		3		1		1	1
	1 政治	2	2	1	1	1	1	
	(18)地方自治	3	8	7	2	4	3	5
	2 法律	2	1	2	1	1	2	1
	3 経済					2		1
	4 財政	1		1	1	1	3	1
	5 統計		2		1		1	1
	6 社会	4	2	7	4	5	4	4
	7 教育	1		2		1		2
	8 風俗・習慣							
9 国防・軍事					1			
小計	13	15	23	10	17	14	15	13
40 自然科学		1		1			1	1
50 工学	1		1	2	3	3		2
60 産業	2	1	1	1	4	2	1	1
70 芸術	1	1		3	1			2
80 語学		1		3		1	1	1
90 文学								
*別置図書	2	3	1	2	2	4	4	2
合計	25	24	29	24	28	24	24	26
除籍冊数	0	368	0	0	0	0	0	0

(*別置図書：白書，六法，年鑑，辞書，地図など)

分類別 蔵書数一覽

(単位：冊)

12月	1月	2月	3月	受入数 合計	除 籍 合計	差 引 増加数	27年度末 蔵書数	28年度末 蔵書数
2			1	6	0	6	839	845
	1			9	0	9	671	680
1	2		1	13	0	13	2,091	2,104
				6	0	6	391	397
2		1		11	0	11	1,897	1,908
1	4	2	5	49	348	▲ 299	2,845	2,546
				10	0	10	3,090	3,100
	1	1	1	6	0	6	1,652	1,658
3			2	16	0	16	1,635	1,651
	1	1		7	0	7	241	248
1	4	3	5	44	0	44	2,400	2,444
	2	1	1	12	0	12	737	749
				0	0	0	240	240
				1	0	1	75	76
7	12	9	14	162	348	▲ 186	15,203	15,017
1	1			6	0	6	358	364
	3	1	2	18	1	17	763	780
1	3	2	2	21	0	21	460	481
1				9	0	9	252	261
				7	0	7	209	216
				0	0	0	161	161
5	2	2	3	32	19	13	2,371	2,384
18	24	14	23	283				
0	0	0	0		368	▲ 85	23,378	23,293

第5 平成28年度 月別・分類別

分類	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
00 総記		1		1			
10 哲学							
20 歴史・地理	1		1				1
3 社 会 科 学	0 総記						
	1 政治	2	1	3	1	5	5
	(18)地方自治		5	4	3	2	1
	2 法律	3	8	16	12	1	2
	3 経済	2	4		2		3
	4 財政			3		1	3
	5 統計					1	
	6 社会		7	1	5	4	2
	7 教育	3	3			1	
	8 風俗・習慣		1			1	
9 国防・軍事						1	
小計	10	29	27	23	11	17	18
40 自然科学				1	1		
50 工学	2		1	2	3	1	1
60 産業	2		1		1	2	
70 芸術	7			2	9	7	
80 語学							
90 文学	1						
* その他	3	5	7	6	6	6	5
合計	26	35	37	35	31	33	25

(*その他：雑誌、白書、その他資料類)

図書及び資料貸出状況一覧

(単位：冊)

11月	12月	1月	2月	3月	28年度 合計	27年度 合計	増△減
		1	2		5	6	▲ 1
					0	1	▲ 1
1	2		1		7	10	▲ 3
2					2	1	1
2					19	30	▲ 11
2	2			3	26	59	▲ 33
3	6		9	2	63	36	27
		5		3	19	18	1
2				1	13	26	▲ 13
					1	2	▲ 1
3		4	4	1	36	16	20
2			1	2	12	5	7
					2	0	2
					1	0	1
16	8	9	14	12	194	193	1
5					7	5	2
1			1	2	14	23	▲ 9
2	1		1		10	23	▲ 13
1	4				30	25	5
					0	0	0
					1	3	▲ 2
6	4	7	9	8	72	96	▲ 24
32	19	17	28	22	340	385	▲ 45